

重点取組の名称	中山間地域におけるサービス拠点の整備	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	69	線表(課題整理シート) の掲載ページ	30
---------	--------------------	----------------------	----	-----------------------	----

期	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		
	内容	実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
記載方法等	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWIHLの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
1四半期	<p>○ 中山間地域におけるサービス拠点の整備 「規制緩和された国の制度を活用」と「新たに送迎付きサービスを始める事業所への支援」</p> <p>(1)中芸地域 ◆事業所開設に向けた協議 事業所の場所や仕事の確保について、中芸5町村からの提案を受け、県が具体的な整備計画を取りまとめる。</p> <p>(2)その他の地域 ◆無認可の小規模作業所が法定のサービスへ円滑に移行するため、現状の把握と課題の整理 ①三原村「わらわら」:事業所のない三原村で、3年後の法定化を目指し、H21.2に設置。 ②高知市「オープンハート」:重症心身障害者の居場所を確保するため、3年後の法定化を目指し、H21.4に設置。</p> <p>◆「規制緩和された国の制度」の活用について、市町村に働きかけ</p>	<p>(1)中芸地域 ◆事業所の場所(建物)の確保 ◆仕事の確保 ◆利用者ニーズの把握 ◆運営主体</p> <p>(2)その他の地域 ◆無認可の小規模作業所の課題 「わらわら」:利用者の確保(現在3名(三原1名)) 「オープンハート」:看護職員の確保</p> <p>◆障害者のニーズが把握されていない。</p>	<p>(1)中芸地域 ◆5町村担当課長会で、サービス事業所設置の必要性を説明(6/24)</p> <p>(2)その他の地域 ◆「オープンハート」を訪問し、現状や法定のサービスへの移行の課題等を把握(4月)</p> <p>◆「規制緩和された国の制度」等の概要について、市町村担当者会で説明(5/31)</p>	<p>(1)中芸地域 ◆5町村の課長から、事業所の必要性については概ね理解が得られた</p> <p>(2)その他の地域 ◆「オープンハート」は、利用者が重症心身障害者であり、医療的ケアが必要。法定のサービスへの移行にあたり看護職員の確保が課題</p>	<p>障害者施設の設置状況 (H22.8現在)</p> <p>34市町村のうち、障害者施設が1箇所以下の町村は17町村(50%)</p> <p>サービスが不足している地域</p> <p>凡例 ■ 障害者施設等がない地域(0町村) ■ 障害者施設等が1箇所のみ(1町村) ■ 障害者施設等が2箇所以上の地域(2以上町村)</p>		
2四半期	<p>(1)中芸地域 ◆事業所開設に向けた協議 県の整備計画をもとに、具体的な協議を進める。 ◆事業所開設の準備 事業所の指定申請を行う。必要な場合には、建物の改修工事を行う。</p> <p>(2)その他の地域 ◆無認可の小規模作業所が法定のサービスへ円滑に移行するため、現状の把握と課題の整理</p> <p>◆合併市町村の周辺地域のサービス確保は、旧法施設等の新体系移行のヒアリングとセットで協議</p>		<p>(1)中芸地域 ◆中芸5町村の町村長、副町村長等を訪問し、サービス事業所設置の必要性を説明。 場所(建物)と仕事について、8月中旬までに候補を提案するよう依頼。(7/21) 農協に加入していない農家の農作物の袋詰めや、ゆずの収穫・加工などの提案があった。</p> <p>(2)その他の地域 ◆「わらわら」を訪問し、現状や法定のサービスへの移行の課題等を把握(7月)</p> <p>◆40の旧法施設等について、新体系移行のヒアリングを実施(8/23～9/17) 三原村「わらわら」:9/1 仁淀川町「湖水園」:9/16</p>	<p>(1)中芸地域 ◆中芸5町村の町村長、副町村長から、事業所の必要性については概ね理解が得られた</p> <p>(2)その他の地域 ◆「わらわら」は、再度、村内の利用者ニーズの把握が必要</p> <p>◆新体系への移行のため、国の基金事業(基盤整備、10割保障等)を最大限活用</p>	<p>(1)中芸地域 ◆事業所開設に向けた協議 事業所の場所や仕事の確保について、中芸5町村からの提案を受け、県が具体的な整備計画を取りまとめる。</p>		
3四半期	<p>(1)中芸地域 ◆事業所を開設(10月) ◆事業所へのフォローアップ(11月～)</p> <p>(2)その他の地域 ◆無認可の小規模作業所が法定のサービスへ円滑に移行するため、現状の把握と課題の整理</p> <p>◆合併市町村の周辺地域のサービス確保は、旧法施設の新体系移行計画とセットで協議</p>				<p>(1)中芸地域 ◆事業所開設に向けた協議 県の整備計画をもとに、具体的な協議を進める。 ◆事業所開設の準備 事業所の指定申請を行う。必要な場合には、建物の改修工事を行う。</p>		
4四半期	<p>(1)中芸地域 ◆事業所へのフォローアップ</p> <p>(2)その他の地域 ◆無認可の小規模作業所が法定のサービスへ円滑に移行するため、現状の把握と課題の整理</p> <p>◆合併市町村の周辺地域のサービス確保は、旧法施設の新体系移行計画とセットで協議</p>				<p>(1)中芸地域 ◆事業所を開設(1月) ◆事業所へのフォローアップ(2月～) 仕事の確保、利用者ニーズの把握</p>		

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
<p>○ 中山間地域におけるサービス拠点の整備 「新たに送迎付きサービスを始める事業所への支援」と「規制緩和された国の制度」などを活用</p> <p>障害福祉サービスの空白地域を解消し、身近な地域でサービスを受けることができるようにする。</p> <p>◆公共交通機関の乏しい中山間地域において、新たに利用者の自宅とサービス事業所との送迎付きの障害福祉サービスを行う事業所に対して、3年間、運営費の一部を補助する。</p> <p>◎内容 利用者が1日平均8人を下回る場合は、運営費の一部を補助する。 国・県3/4、市町村1/4 開設から3年間 送迎サービスが必須 ※別に送迎費の助成制度あり(年間300万円まで)</p> <p>◆3年後に、法定のサービスへの移行を目指して設立された小規模作業所に、設立当初の施設改修費や備品購入費、3年間の運営費を助成する。</p> <p>◎内容 施設改修費 100万円以内(1回限り) 備品購入費 30万円以内(〃) 運営費補助 年間370万円以内(3年間)</p> <p>◆規制緩和された国の制度を活用した事業所の開設</p> <p>◎内容 多機能型(最低定員21人) (事業名) (最低定員) (職員) 就労継続支援 10人 生活介護 6人 全体で 児童デイ 5人 6.5人 合計 21人</p> <p>H21.7~</p> <p>多機能型(最低定員10人) (事業名) (最低定員) (職員) 就労継続支援 事業毎の 生活介護 最低定員 全体で 児童デイ 基準なし 3人程度</p> <p>※利用者が、就労継続支援6人、生活介護2人、児童デイ2人の場合</p>	<p>(1)中芸地域 ◆H23.4から中芸高校内に山田養護学校の分校が併置されるため、卒業後の働く場の確保が必要。 ◆5町村担当課長会で、サービス事業所設置の必要性を説明。(6/24) ◆中芸5町村の町村長、副町村長等を訪問し、サービス事業所設置の必要性を説明。場所(建物)と仕事について、8月中旬までに候補を提案するよう依頼。(7/21) ◆農協に加入していない農家の農作物の袋詰めや、ゆずの収穫・加工などの提案があった。</p> <p>(2)その他の地域 ◆大豊町 ・就労継続支援B型事業所「ワークセンター ファースト」 ・障害者施設のなかった大豊町で、初めての事業所がH21.7に設置 ・定員:10名</p> <p>◎就労継続支援B型 ・対象者:一般の事業所に雇用されることが困難な障害のある人 ・サービス内容:利用者が自立して生活できるよう、就労の機会を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行う ・利用者の工賃:生産活動の収益は利用者工賃として支払。平均工賃が、月3千円以上。</p> <p>◆三原村 ・無認可の小規模作業所「わらわら」 ・事業所のない三原村で、3年後の法定化を目指し、H21.2に設置。 ・定員:10名</p> <p>◎無認可の小規模作業所 ・障害者の日中活動の場(就労の場)として、保護者やボランティアなどが設置した作業所 ・県内の多くの通所施設は、無認可の小規模作業所から移行した。</p> <p>◆高知市 ・無認可の小規模作業所「オープンハート」 ・重症心身障害者の居場所を確保するため、3年後の法定化を目指し、H21.4に設置。 ・定員:9名</p>	<p>(1)中芸地域 ◆福祉関係者が集まり、地域のサービス資源について協議する地域自立支援協議会がH21.6に設置された。</p> <p>(2)その他の地域 ◆大豊町 ・「ワークセンター ファースト」 ・利用者の推移 【H21.7~H22.3】 【現在】 登録者数:5名~8名 利用者増加 10名(大豊町と土佐町) 1日平均:2.8名~4.9名 6.2名</p> <p>・作業内容 チラシや名刺、封筒などの印刷やデータ入力などの編集作業 9月から総菜などの食品加工の業務を開始</p> <p>・工賃 月20日働いた場合、月額6,000円</p> <p>・事業所の職員 常勤3名</p> <p>・送迎 車両3台</p> <p>◆三原村 「わらわら」 ・利用者の推移 登録者:3名 1日平均:1~2名</p> <p>・作業内容 有機農業、農産物の加工(豆乳、コロッケ、プリン等)</p> <p>・工賃 月額1~2万円</p> <p>◆高知市 「オープンハート」 ・利用者の推移 登録者:5名 1日平均:1~2名</p> <p>・活動内容 備長炭の管置きなどの加工・移動販売 ピアノ演奏による音楽療法など</p> <p>・工賃 月額2,000円程度</p>	<p>○障害者施設のなかった大豊町で、就労の場が確保できた。</p>	<p>(1)中芸地域 ・事業所の安定的な運営を図るため、工賃の引き上げや仕事の確保などにより、利用者を増加させる。そのために、H23.4から中芸高校内に併置される山田養護学校の分校と連携を図る。</p> <p>(2)その他の地域 ◆大豊町 ・補助金の交付がなくなる平成24年度以降も、事業所の安定的な運営を図るため、工賃の引き上げや仕事の確保などにより、利用者を更に増加させる。</p> <p>◆三原村 ・H24.2に法定のサービスに円滑に移行できるよう、村内の利用者の増加に向けて、再度、利用者ニーズの把握を行う。</p> <p>◆高知市 ・H24.4に法定のサービスに円滑に移行できるよう、看護職員の確保と、利用者の状況に応じた支援体制の整備を行う。</p> <p>◆その他 ・規制緩和された国の制度を活用するとともに、障害者施設の自立支援法に基づく新体系事業への移行に併せて、H24年度以降のあつたかふれあいセンターの法定サービスへの移行、合併市町村の周辺地域のサービス確保を促進する。</p>

重点取組の名称	ニーズに応じた短期入所サービスの提供	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	70	線表(課題整理シート) の掲載ページ	30
---------	--------------------	----------------------	----	-----------------------	----

期	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)																						
	内容	実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題																				
	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWIHの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等																					
1四半期	<p>○ 強度行動障害者の短期入所支援事業 強度行動障害者にマンツーマンに近い手厚い短期入所サービスを提供した場合、その支援に要する経費を助成</p> <p>(1) 制度概要 補助単価:5,650円/人・日 補助率:県1/2、市町村1/2</p> <p>(2) 市町村や障害者施設の意見を聴取して、国の加算要件を見直し、本県の実情にあった補助要件とする。</p> <p>(3) 補助金の交付決定(随時)</p> <p>(4) 強度行動障害者が短期入所サービスを利用した場合の加算の充実を国へ要望</p>	<p>◆ 強度行動障害者に対する加算の要件を、入所利用を前提とした国の基準と同じにした場合、手続きが複雑などの理由で、対象者が少なくなる。</p>	<p>◆ 市町村や障害者施設の意見を聴取</p> <p>◆ 部長から厚生労働省へ要望(5/10、5/11)</p>	<p>◆ 意見の取りまとめに時間を要したため、補助金交付要綱の制定が遅れた。</p>	<p>強度行動障害者短期入所支援事業</p> <p>入所更生施設と短期入所の報酬の比較</p> <table border="1"> <caption>入所更生施設と短期入所の報酬の比較</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入所更生施設(定員60人)</th> <th>短期入所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>12980</td> <td>8170</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>12960</td> <td>7310</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>12920</td> <td>5700</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>9400</td> <td>8900</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>8070</td> <td>7570</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>6740</td> <td>6240</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本報酬</p>	区分	入所更生施設(定員60人)	短期入所	A	12980	8170	B	12960	7310	C	12920	5700	6	9400	8900	5	8070	7570	4	6740	6240	<p>記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等</p>
区分	入所更生施設(定員60人)	短期入所																									
A	12980	8170																									
B	12960	7310																									
C	12920	5700																									
6	9400	8900																									
5	8070	7570																									
4	6740	6240																									
2四半期	<p>(1) 補助金の交付決定(随時)</p> <p>(2) 強度行動障害者が短期入所サービスを利用した場合の加算の充実を国へ要望</p> <p>◎ 強度行動障害者 知的障害のある人であって、多動・自傷・他害など、生活環境への著しく不適応な行動を頻りに示すため、適切な処遇・援助がなければ日常生活を営む上で著しい困難がある人</p>		<p>◆ 補助金交付要綱の制定(8月)</p>																								
3四半期	<p>(1) 補助金の交付決定(随時)</p> <p>(2) 強度行動障害者が短期入所サービスを利用した場合の加算の充実を国へ要望</p>																										
4四半期	<p>(1) 補助金の交付決定(随時)</p> <p>(2) 補助金の実績報告</p> <p>(3) 強度行動障害者が短期入所サービスを利用した場合の加算の充実を国へ要望</p>																										

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応																																																																					
<p>○ 強度行動障害者の短期入所支援事業</p> <p>強度行動障害者にマンツーマンに近い手厚い短期入所サービスを提供した場合、その支援に要する経費を助成する。</p> <p>補助率: 県1/2、市町村1/2</p> <p>◎ 強度行動障害者 知的障害のある人であって、多動・自傷・他害など、生活環境への著しく不適応な行動を頻りに示すため、適切な処遇・援助がなければ日常生活を営む上で著しい困難がある人</p> <p>○ 強度行動障害者が短期入所を利用した場合の加算の充実を国に要望</p> <table border="1" data-bbox="118 924 474 1050"> <tr> <td>◎ 入所の場合 基本報酬 8,170円 加算 4,810円 合計 12,980円</td> <td>◎ 短期入所の場合 基本報酬 7,570円 加算 500円 合計 8,070円</td> </tr> </table>	◎ 入所の場合 基本報酬 8,170円 加算 4,810円 合計 12,980円	◎ 短期入所の場合 基本報酬 7,570円 加算 500円 合計 8,070円	<p>◆ 行動障害のある方の多くが、手厚い短期入所サービスを利用できるよう本県独自の要件を設定</p> <table border="1" data-bbox="474 483 1023 819"> <thead> <tr> <th></th> <th>国の加算の要件</th> <th>県独自の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>行動障害の頻度等を示す点数が20点以上 区分A 4,810円 区分B 5,650円 区分C 7,220円</td> <td>行動関連項目の点数が12点以上 ⇒ 区分にかかわらず、5,650円</td> </tr> <tr> <td>居室</td> <td>個室</td> <td>原則として個室。確保できない場合は、利用者の状況に応じた配慮</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>行動改善室、観察室等は必置</td> <td>要件としない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 部長から厚生労働省へ要望(5/10、5/11) 「在宅の強度行動障害者に係る短期入所サービスに係る加算の充実を行うこと。」</p>		国の加算の要件	県独自の要件	対象者	行動障害の頻度等を示す点数が20点以上 区分A 4,810円 区分B 5,650円 区分C 7,220円	行動関連項目の点数が12点以上 ⇒ 区分にかかわらず、5,650円	居室	個室	原則として個室。確保できない場合は、利用者の状況に応じた配慮	設備	行動改善室、観察室等は必置	要件としない。	<p>◆ 今後の利用見込み 対象者33名について、延べ利用回数は313回</p> <p>◆ 利用する見込みの市町村 高知市 安芸市 南国市 宿毛市 四万十市 いの町 佐川町</p>		<p>◆ ニーズに応じた短期入所の利用ができていないのか、現行の行動関連項目12点以上という対象者の範囲について検証が必要。</p> <p>今後の利用状況や市町村の意見などを踏まえ、対象者の範囲を見直す。</p> <p>◎ 行動関連項目6点以上に対象の拡大を検討</p> <p>【行動関連項目表】</p> <table border="1" data-bbox="2122 409 2819 1386"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行動関連項目</th> <th colspan="3">頻度及び程度</th> </tr> <tr> <th>0点</th> <th>1点</th> <th>2点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6-3-イ 本人独自の表現方法を用いた意思表示について</td> <td>1 独自の方法によらずに意思表示ができる。</td> <td>2 時々、独自の方法でないと思表示できないことがある。</td> <td>3 常に、独自の方法でないと思表示できない。</td> </tr> <tr> <td>6-4-イ 言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解について</td> <td>1 日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できる。</td> <td>2 時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある。</td> <td>3 常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない。</td> </tr> <tr> <td>7のツ 食べられないものを口に入れることが</td> <td>1 ない 2 ときどきある</td> <td>3 週1回以上</td> <td>4 ほほ毎日</td> </tr> <tr> <td>7のナ 多動又は行動の停止が</td> <td>1 ない 2 希にある 3 月に1回以上</td> <td>4 週に1回以上</td> <td>5 ほほ毎日</td> </tr> <tr> <td>7のニ パニックや不安定な行動が</td> <td>1 ない 2 希にある 3 月に1回以上</td> <td>4 週に1回以上</td> <td>5 ほほ毎日</td> </tr> <tr> <td>7のヌ 自分の身体を叩いたり傷つけたりするなどの行為が</td> <td>1 ない 2 希にある 3 月に1回以上</td> <td>4 週に1回以上</td> <td>5 ほほ毎日</td> </tr> <tr> <td>7のネ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が</td> <td>1 ない 2 希にある 3 月に1回以上</td> <td>4 週に1回以上</td> <td>5 ほほ毎日</td> </tr> <tr> <td>7のノ 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくること</td> <td>1 ない 2 希にある 3 月に1回以上</td> <td>4 週に1回以上</td> <td>5 ほほ毎日(ほほ外出のたび)</td> </tr> <tr> <td>7のハ 環境の変化により突発的に通常と違う声を出すことが</td> <td>1 ない 2 希にある 3 週に1回以上</td> <td>4 日に1回以上</td> <td>5 日に頻回</td> </tr> <tr> <td>7のヒ 突然走っていきなくなるような突発的行動が</td> <td>1 ない 2 希にある 3 週に1回以上</td> <td>4 日に1回以上</td> <td>5 日に頻回</td> </tr> <tr> <td>7のフ 過食、反すう等の食事に関する行動が</td> <td>1 ない 2 希にある 3 月に1回以上</td> <td>4 週に1回以上</td> <td>5 ほほ毎日</td> </tr> <tr> <td>てんかん発作の頻度が</td> <td>1 年に1回以上</td> <td>2 月に1回以上</td> <td>3 週に1回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>特記事項</p>	行動関連項目	頻度及び程度			0点	1点	2点	6-3-イ 本人独自の表現方法を用いた意思表示について	1 独自の方法によらずに意思表示ができる。	2 時々、独自の方法でないと思表示できないことがある。	3 常に、独自の方法でないと思表示できない。	6-4-イ 言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解について	1 日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できる。	2 時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある。	3 常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない。	7のツ 食べられないものを口に入れることが	1 ない 2 ときどきある	3 週1回以上	4 ほほ毎日	7のナ 多動又は行動の停止が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほほ毎日	7のニ パニックや不安定な行動が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほほ毎日	7のヌ 自分の身体を叩いたり傷つけたりするなどの行為が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほほ毎日	7のネ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほほ毎日	7のノ 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくること	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほほ毎日(ほほ外出のたび)	7のハ 環境の変化により突発的に通常と違う声を出すことが	1 ない 2 希にある 3 週に1回以上	4 日に1回以上	5 日に頻回	7のヒ 突然走っていきなくなるような突発的行動が	1 ない 2 希にある 3 週に1回以上	4 日に1回以上	5 日に頻回	7のフ 過食、反すう等の食事に関する行動が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほほ毎日	てんかん発作の頻度が	1 年に1回以上	2 月に1回以上	3 週に1回以上
◎ 入所の場合 基本報酬 8,170円 加算 4,810円 合計 12,980円	◎ 短期入所の場合 基本報酬 7,570円 加算 500円 合計 8,070円																																																																								
	国の加算の要件	県独自の要件																																																																							
対象者	行動障害の頻度等を示す点数が20点以上 区分A 4,810円 区分B 5,650円 区分C 7,220円	行動関連項目の点数が12点以上 ⇒ 区分にかかわらず、5,650円																																																																							
居室	個室	原則として個室。確保できない場合は、利用者の状況に応じた配慮																																																																							
設備	行動改善室、観察室等は必置	要件としない。																																																																							
行動関連項目	頻度及び程度																																																																								
	0点	1点	2点																																																																						
6-3-イ 本人独自の表現方法を用いた意思表示について	1 独自の方法によらずに意思表示ができる。	2 時々、独自の方法でないと思表示できないことがある。	3 常に、独自の方法でないと思表示できない。																																																																						
6-4-イ 言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解について	1 日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できる。	2 時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある。	3 常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない。																																																																						
7のツ 食べられないものを口に入れることが	1 ない 2 ときどきある	3 週1回以上	4 ほほ毎日																																																																						
7のナ 多動又は行動の停止が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほほ毎日																																																																						
7のニ パニックや不安定な行動が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほほ毎日																																																																						
7のヌ 自分の身体を叩いたり傷つけたりするなどの行為が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほほ毎日																																																																						
7のネ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほほ毎日																																																																						
7のノ 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくること	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほほ毎日(ほほ外出のたび)																																																																						
7のハ 環境の変化により突発的に通常と違う声を出すことが	1 ない 2 希にある 3 週に1回以上	4 日に1回以上	5 日に頻回																																																																						
7のヒ 突然走っていきなくなるような突発的行動が	1 ない 2 希にある 3 週に1回以上	4 日に1回以上	5 日に頻回																																																																						
7のフ 過食、反すう等の食事に関する行動が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほほ毎日																																																																						
てんかん発作の頻度が	1 年に1回以上	2 月に1回以上	3 週に1回以上																																																																						

重点取組の名称	地域における相談・支援体制の充実	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	71	線表(課題整理シート) の掲載ページ	32
---------	------------------	----------------------	----	-----------------------	----

期	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)	
	内容	実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題	
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
	1 相談支援事業の委託の推進 [相談支援体制整備事業費補助金(相談支援体制共同整備事業)] ◆本年度推進地域 高吾北地区(佐川町、越知町、仁淀川町) 嶺北地区(大豊町、本山町、土佐町、大川村) → 高吾北地区における共同委託体制の具体的な検討	1 相談支援事業の委託の推進 ◆各地区内における障害種別に応じた指定相談支援事業所の確保	1 相談支援事業の委託の推進 ◆越知町、仁淀川町の共同委託実施の合意 委託先:佐川町の清和病院が設置・運営 対象:精神障害 ※ 佐川町はH23当初委託開始に向けて検討	1 相談支援事業の委託の推進 ◆高吾北地区 共同委託(精神)に向けた合意形成は整ったが、必要性について市町の温度差があり、佐川町は来年度からの開始となる 身体・知的に関しては、事業所の確保ができていない ◆嶺北地区 委託できる事業所がないため、共同委託の実施には時間を要する	1 相談支援事業の委託の推進 ◆高吾北地区 共同委託(精神)に向けた合意形成は整ったが、必要性について市町の温度差があり、佐川町は来年度からの開始となる 身体・知的に関しては、事業所の確保ができていない ◆嶺北地区 委託できる事業所がないため、共同委託の実施には時間を要する	<p>在宅重症心身障害児(者)の状況 (療育福祉センター、桶多児相の把握数)</p> <p>●133人の内訳 高知市 64人 南国市 11人 土佐市 10人 四万十市 7人 香南市 6人 香美市 7人 その他 1~3人</p>		
	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 [相談支援体制整備事業費補助金(在宅重症心身障害児(者)相談支援事業)] ◆年度当初から着手する市町村に対する助言指導	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆市町村の予算措置(特に高知市) 重症心身障害児(者)数: 22市町村 133人	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆7市町村が事業開始(4/1) 南国市、香美市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、黒潮町 ◆市町村に対する事業内容の周知(圏域の市町村連絡会への参加等)	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆嶺多地域以外の圏域では、事業の必要性を十分に認識できていない → 重症児(者)の現状を踏まえて必要性を確認してもらう				
	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ [相談支援従事者養成研修及びスキルアップ研修の実施] ◆高知県自立支援協議会に人材育成部会を設置 → 人材育成部会において研修体系等を検討 ◆委託先と今年度の研修内容について協議 → 相談支援従事者初任者研修を企画	人材育成部会メンバー 障害者施策推進協議会委員(鈴木講師) 特別アドバイザー 市町村(中芸広域) 相談支援事業従事者(研修ファシリテーター)	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆第1回人材育成部会を開催(4/9) ◆国の相談支援従事者指導者研修を3名が受講(6/16~3日間) → 研修リーダーの育成 ◆相談支援初任者研修企画会議を開催(6/24) → 研修内容の整理、確定	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆人材育成部会メンバーリストを活用して、人材育成について検討・協議しているが、人材育成全体のビジョンや育成計画の体系的な整理までは至っていない → 今年度中に整理				
4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 [特別アドバイザー派遣事業] ◆地域自立支援協議会未設置市町村に対する助言指導 奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、土佐市、仁淀川町、須崎市、四万十市、大月町、三原村 (計11市町村)	設置率 ・高知県 68%(23/34市町村) ・全国 79%(H21.4)	4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆中芸広域による地域自立支援協議会の設置(6月) ◆未設置市町村への指導(四万十市、須崎市、土佐市) ◆自立支援協議会の運営指導(嶺北、安芸圏域、須崎圏域、日高村)	4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆未設置市町村への指導により、本年度中に全市町村設置される見込みとなった ※ 四万十市=予算計上、須崎市=委員の内諾 ◆設置済だが、形骸化している市町村が見受けられる → 運営に関する指導の強化が必要					
2 四半期	1 相談支援事業の委託の推進 [相談支援体制整備事業費補助金(相談支援体制共同整備事業)] ◆高吾北地区の共同委託の開始 ◆嶺北地区における相談支援事業所の確保		1 相談支援事業の委託の推進 ◆佐川町の清和病院を相談支援事業所に指定(7/20) → 相談支援事業所せいわ(対象:精神障害) ◆越知町、仁淀川町による共同委託の開始(7月末~)	1 相談支援事業の委託の推進 ◆高吾北地区の身体、知的に関する相談支援事業所の確保を検討する必要がある ◆嶺北地区の相談支援事業所の確保 → しゃくなげ荘と協議				
	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 [相談支援体制整備事業費補助金(在宅重症心身障害児(者)相談支援事業)] ◆年度途中から着手する市町村に対する助言指導 ◆未着手市町村に対する聞き取り調査		2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆室戸市から補助申請(8/2) → 委託実施8市町	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆対象者のいる未実施市町村に対して、実態把握と早期の委託事業実施について働きかける必要がある				
	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ [相談支援従事者養成研修及びスキルアップ研修の実施] ◆人材育成部会において研修体系等を検討 ◆相談支援従事者初任者研修の実施(9~10月) ◆スキルアップ研修の実施(8月~5回を予定)		3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆圏域ごとのスキルアップ研修の開催(7/21須崎) ◆相談支援従事者初任者研修の開催(9~10月、5日間)	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆各福祉保健所単位でのスキルアップ研修を開催することにより、地域のレベルアップへの動きができてきている(8/28 安芸、9/23 須崎) ◆相談支援従事者初任者研修への申込が想定以上となる → 計画的な人材育成の重要性が求められる	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆人材育成部会について、来年度の予算編成時期までに一定の方向性を示せるよう、計画的に推進する。			
	4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 [特別アドバイザー派遣事業] ◆地域自立支援協議会未設置市町村に対する指導 ◆地域自立支援協議会の運営に関する助言指導		4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆宿毛市、大月町、三原村による広域設置の合意(7/28) ◆未設置市町村への指導(仁淀川町) ◆自立支援協議会の運営指導(土佐清水市)	4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆その他未設置市町村についても設置準備は進んでいる ・須崎市 委員予定者の就任内諾済み ・四万十市 H22年度予算化済み ・仁淀川町 設置要綱作成済み	4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆相談支援従事者のスキルアップ研修に、個別支援会議や自立支援協議会の内容を合わせて実施する。			
3 四半期	1 相談支援事業の委託の推進 [相談支援体制整備事業費補助金(相談支援体制共同整備事業)] ◆嶺北地区における共同委託の検討							
	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 [相談支援体制整備事業費補助金(在宅重症心身障害児(者)相談支援事業)] ◆未実施市町村に対する予算措置等の指導							
	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ [相談支援従事者養成研修及びスキルアップ研修の実施] ◆相談支援従事者現任研修の企画							
	4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 [特別アドバイザー派遣事業] ◆地域自立支援協議会未設置市町村に対する指導 ◆地域自立支援協議会の運営に関する助言指導							

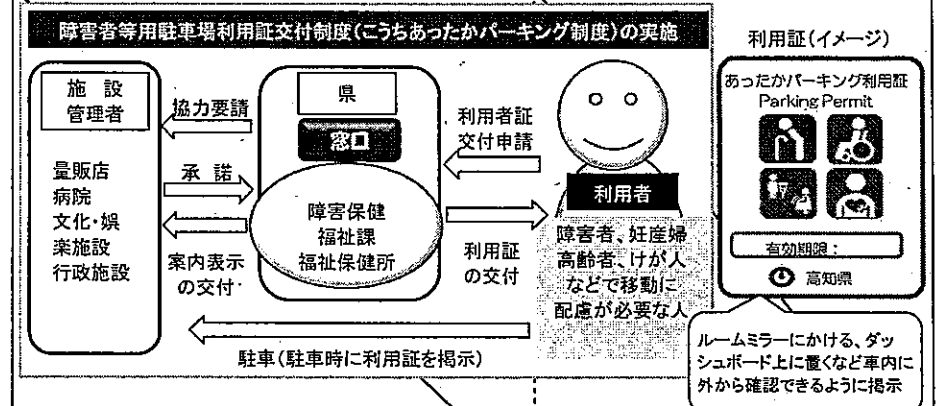
期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する		記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWIthの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するにあたり、想定される課題等
4四半期	1 相談支援事業の委託の推進 [相談支援体制整備事業費補助金(相談支援体制共同整備事業)] ◆嶺北地域における共同委託の検討						
	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 [相談支援体制整備事業費補助金(在宅重症心身障害児(者)相談支援事業)] ◆H23当初の事業実施に向けた体制整備など						
	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ [相談支援従事者養成研修及びスキルアップ研修の実施] ◆相談支援従事者現任研修の開催(1月) ◆人材育成部会における検討結果のとりまとめ(2月)						
	4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 [特別アドバイザー派遣事業] ◆地域自立支援協議会の運営に関する指導						

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) ＜講じた手立てが数量的に見える形で示すこと＞	アウトプット(結果) ＜インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと＞	アウトカム(成果) ＜アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと＞	課題と次年度の対応
<p>1 相談支援事業の委託の推進 [相談支援体制整備事業費補助金(相談支援体制共同整備事業)] 複数市町村による共同委託の推進など、地域の実情を踏まえた相談支援体制の整備を図る 重点実施:高吾北地区、嶺北地区</p> <p>【指定相談支援事業所数:(30事業所)】 ※H22.8現在 サテライトを含む 高知市(8)、南国市(2)、須崎市(2)、四万十市(3)、宿毛市(3)、土佐清水市(2) 室戸市、安芸市、土佐市、香南市 香美市、芸西村、中土佐町、佐川町 (各1) 黒潮町、日高村</p>	<p>1 相談支援事業の委託の推進 ◆高吾北地区による共同委託に向けた連絡会を開催(4月) ◆事業所の指定、委託の内容等について助言指導(随時)</p> <p>指定相談支援事業所の設置状況(H22.8現在)</p>	<p>1 相談支援事業の委託の推進 ◆越知町、仁淀川町による共同委託の実施(H22.7)</p> <p>委託実施率(直営+委託を含む) 53%(18/34市町村) → 59%(20/34市町村)</p> <p>委託未実施 14市町村 ●安芸圏域 室戸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 ●中央東圏域 本山村、大豊町、土佐町、大川村 ●中央西圏域 いの町、佐川町 ●高幡圏域 橋原町</p> <p>◆指定相談事業所の増加 事業所のない市町村 22市町村(H21.8) → 18市町村(H22.8) (事業所設置された市町村:安芸市、土佐市、佐川町、日高村)</p>	<p>◆障害福祉サービス利用者の増加</p>	<p>◆委託実施率を全国(77%=H21.4月)と同程度まで引き上げ ↓ ◆委託先となる事業所の開発 ⇒ (室戸市、中芸広域、いの町) ◆相談支援専門員の確保</p>
<p>2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 [相談支援体制整備事業費補助金(在宅重症心身障害児(者)相談支援事業)] 在宅の重症心身障害児(者)が、専門的な相談支援を受けられる体制を確立する 市町村が委託実施する場合に補助</p>	<p>2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆市町村に対する事業の必要性等の説明(訪問・電話等により随時実施)</p> <p>重症心身障害児(者)数: 22市町村 133人</p>	<p>2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆8市町村が補助金申請済</p> <p>土佐希望の家:南国市、香美市、室戸市 幡多希望の家:宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、黒潮町</p> <p>○22年度中補正予定(9市町) 土佐市、須崎市、芸西村、本山村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、四万十町 ○23年度当初予算予定(2市) 高知市、安芸市 ○未定(3市町) 香南市、東洋町、津野町</p>	<p>◆未実施市町村による事業の必要性の認識 ↓ ◆県内全域での事業実施</p>	
<p>3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ [相談支援従事者養成研修及びスキルアップ研修の実施] 人材育成部会による研修内容の検討及び専門員の計画的な養成を行うとともに、相談支援事業所が無い地域における事業所の確保を図る ・相談支援従事者研修の実施 ・各圏域のリーダー育成</p>	<p>3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆人材育成部会による研修計画等の検討(4月～) ◆初任者研修の企画会議を開催(6月) ◆須崎圏域でスキルアップ研修を開催(7月) ◆市町村、事業所に対する研修受講者派遣についての働きかけ</p>	<p>3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆初任者研修では、アセスメントやモニタリングの力をつけることに重点を置くなど、カリキュラムの見直しを行った。</p> <p>相談支援従事者研修修了者(H21年度まで累計) ・初任者研修 173人 ・現任研修 95人</p>	<p>◆相談支援従事者の人材確保による指定相談支援事業所の増加、充実を図る ◆相談支援従事者のレベルアップ、スキルアップが必要 ↓ ◆従事者研修(初任者・現任)の実施 ◆各圏域のリーダー育成</p>	
<p>4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 [特別アドバイザー派遣事業] 地域自立支援協議会の設置と内容の充実に向けて、特別アドバイザーの派遣等により、市町村や相談支援事業所に助言指導を行う。</p>	<p>4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆未設置市町村に対する指導(訪問、電話等) ◆自立支援協議会に関する勉強会の開催(安芸圏域、須崎圏域、土佐市、仁淀川町、土佐清水市、日高村)</p>	<p>4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆中芸地区による広域設置(6月) ◆三原村と大月町が宿毛市との共同設置について合意(9月設置予定)</p> <p>地域自立支援協議会の設置(H22.7月末) 設置済:28市町村/34市町村【82%】 未設置:土佐市、須崎市、四万十市、仁淀川町、大月町、三原村</p> <p>9月の宿毛市と三原村・大月町の共同設置実施後の見込み 30市町村/34市町村【88%】</p>	<p>◆未設置市町村への地域自立支援協議会設置 ↓ ◆設置率100%へ ◆設置済の地域自立支援協議会の活性化 ↓ ◆特別アドバイザーの派遣 ◆研修等の活用</p>	

重点取組の名称	こうちあったかパーキング制度の実施	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	72	線表(課題整理シート) の掲載ページ	32
---------	-------------------	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p> <p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画</p>
1 四半期	<p>○障害者等用駐車場利用証交付制度(パーキングパーミット)の実施</p> <p>◆先行実施県調査</p> <p>◆たつき台策定</p> <p>◆障害者団体等の意見聴取</p> <p>◆市町村及び事業所の意向調査</p>	<p>◆対象者の範囲、有効期間の設定など、制度内容への障害者団体等の意見反映</p> <p>◆事業所の制度への協力承諾を得る →一定の駐車台数の確保</p>	<p>○障害者等用駐車場利用証交付制度(パーキングパーミット)の実施</p> <p>◆先行実施県調査(4月・佐賀県、徳島県)</p> <p>◆障害者団体等の意見聴取 第1回バリアフリーモニター会議開催(5/28)</p> <p>◆市町村への制度説明 市町村担当者会議(5/30)</p> <p>◆事業所訪問・制度意向調査(6/29～6/30) 量販店(サニーマート、サンシャイン、マルナカ)</p>	<p>◆制度の円滑な運用のために駐車台数の確保が重要 →佐賀県の「プラスワン運動」を制度に取り入れ、2.5m～2.7m幅の駐車スペースも対象とする</p> <p>◆制度の適正利用のために「広報・啓発・教育」が必要 →一般ドライバーへの啓発方法を協議</p> <p>◆3.5m幅の駐車スペースを車いす利用者が優先的に利用しやすいように、車いす利用者用の利用証を作成することとする</p> <p>◆利用証は色覚障害者にも確認しやすい色の検討が必要 ※先行県の緑とオレンジは区別できないため</p> <p>◆大型量販店では独自の駐車場利用証を発行している場合もあるが、制度への協力依頼については前向きな反応を得たが、トラブルの増大が懸念されるため、広報に重点を置く必要がある</p>	<p>◆制度要綱(案)作成</p> <p>◆一般ドライバーへの啓発等について協力依頼</p> <p>◆市町村への協力要請 →対象者への周知、申請案内など</p>	<p>◆制度要綱(案)作成</p> <p>◆一般ドライバーへの啓発等について協力依頼</p> <p>◆市町村への協力要請 →対象者への周知、申請案内など</p>	<p>◆制度要綱(案)作成</p> <p>◆一般ドライバーへの啓発等について協力依頼</p> <p>◆市町村への協力要請 →対象者への周知、申請案内など</p>
2 四半期	<p>◆事業所の制度への意向調査</p> <p>◆制度要綱(案)作成</p> <p>◆障害者団体等の意見聴取</p> <p>◆パブリックコメントの実施</p>	<p>◆事業所等訪問・意向調査(7/1～7/7) 量販店(イオンモール高知、フジグラン高知) 医療機関(高知医療センター、高知赤十字病院 高知大学医学部付属病院 国立病院機構高知病院) 経済団体(高知商工会議所)</p> <p>◆『こうちあったかパーキング制度』実施要綱(案)作成 調査した先行実施県の制度内容及び第1回バリアフリーモニター会議の意見を基に制度案を作成 ※車いす利用者用の利用証の作成</p> <p>◆ドライバーへの講習における制度及び障害者用駐車場についての説明、啓発について協議・依頼(7/26 県警察本部交通企画課)</p> <p>◆第2回バリアフリーモニター会議開催(8/3) 要綱(案)について、①対象者の範囲、②有効期間、③利用証等への意見をもらう</p> <p>◆パブリックコメント実施(8/13～9/13)</p>	<p>◆医療機関は、利用者の大多数が制度利用対象者であるため、駐車台数の不足による苦情が想定されることから、協力に当たっては利用者への周知・広報が前提との意見</p> <p>◆制度開始後に、各地域で実施する交通安全講習における説明、啓発の協力の内諾を得る</p> <p>◆対象者の範囲を一部修正(上肢機能障害、高齢者、妊産婦)</p>	<p>◆制度開始後に、各地域で実施する交通安全講習における説明、啓発の協力の内諾を得る</p> <p>◆対象者の範囲を一部修正(上肢機能障害、高齢者、妊産婦)</p>	<p>◆市町村への協力要請 →対象者への周知、申請案内など</p>	<p>◆市町村への協力要請 →対象者への周知、申請案内など</p>	<p>◆市町村への協力要請 →対象者への周知、申請案内など</p>
3 四半期	<p>◆制度要綱策定</p> <p>◆事業所への協力依頼(駐車場の確保)</p> <p>◆窓口等の体制の確立 課及び各福祉保健所への臨時職員配置</p> <p>◆制度の周知・広報等 チラシ、ポスター等の作成 事業所や市町村への説明会実施</p>	<p>◆徹底した広報活動が必要 事業所への協力依頼 対象者への申請と適正利用 一般県民への周知と協力依頼</p>					
4 四半期	<p>◆協力事業所の登録開始</p> <p>◆制度開始の広報実施</p> <p>◆利用証発行開始(1月)</p> <p>◆制度利用開始(2月)</p>						



- 利用対象者の範囲(案)
- 身体障害者 障害種別ごとの対象等級の方
(視覚4級以上、上肢4級以上、下肢6級以上、内部障害4級以上など)
 - 知的障害者 療育手帳の障害程度「A」の方
 - 精神障害者 精神保健福祉手帳の障害区分「1級」の方
 - 発達障害者等 歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた方
 - 高齢者 介護保険の要介護状態区分「要支援1～5」の方
 - 難病者 特定疾患医療受給者
 - けがが人 けが等により一時的に車いすや杖を使用する必要がある方
 - 妊産婦 妊娠7ヶ月から産後3ヶ月

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通して生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
<p>・障害者等用駐車場の適正な利用を促進する仕組みづくり</p> <p>・障害者等用駐車場の適正利用に関する普及啓発</p> <p>○全国の制度導入状況(H22.8現在): 15県3市 岩手県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、茨城県神栖市、埼玉県川口市、山口県萩市</p>	<p>◆障害者団体等の意見を聴取</p> <p>◆協力事業所の対象事業者への事前依頼(意向調査) ※正式依頼については制度要綱が確定後に実施する</p> <p>◆制度の円滑な運用のために必要な一般ドライバーへの周知、啓発方法について、県警察本部に協議</p> <p>◆パブリックコメントの実施(8/13～9/13)</p>	<p>◆車いす利用者用の利用証作成、対象者の範囲など障害者団体等の意見を取り入れた要綱案を作成</p> <p>◆大型量販店等より協力の内諾(正式な協力要請は制度確定後)</p> <p>◆交通安全講習などでの周知、啓発についての内諾</p> <p>制度開始後に、交通安全協会等と連携した啓発、講習の実施を検討</p>	<p>◆制度の適正利用の徹底に向けた啓発、広報</p> <p>◆協力事業所及び対象駐車スペースの追加、拡大</p> <p>◆中国四国地域内での相互利用協定の締結</p> <p>平成22年度末実施: 鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県 制度導入検討: 香川県、広島県</p>	

重点取組の名称	障害者の就労促進と利用者工賃アップに向けて ～企業での職場実習の実施、雇用型福祉施設の設置促進～	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	73	線表(課題整理シート) の掲載ページ	33
---------	---	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)																																				
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題																																			
	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等																																				
1 四半期	1 啓発活動等 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) 法定雇用率未達成企業への雇用要請や委託訓練・各種助成制度の説明及び実習先の確保等で訪問	1 啓発活動等 (1)企業での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆厳しい経済状況による雇用の抑制	1 啓発活動等 (1)企業訪問 延べ114社	1 啓発活動等 (1)2社が委託訓練を利用しそれぞれ1名雇用	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>就労継続支援A型事業所 (H22.4.1現在:15事業所、定員275人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業で雇用に至らなかった者 通所により就労の機会を提供 障害者施設と施設利用者が雇用契約を締結 労働基準法、最低賃金法などの労働関係法規が適用 最低賃金(高知県631円)の支払い </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>就労移行支援事業所 (H22.4.1現在:15事業所、定員134人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労を希望している障害者を対象に、個別支援計画に基づき企業等での職場実習などにより知識・能力の向上を図り、一般就労への移行を支援 施設の利用期間は原則2年以内 就職後6か月間の職場定着支援 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>障害者委託訓練 (県が企業と委託契約を結んで実施)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">コース名</th> <th rowspan="2">委託先</th> <th rowspan="2">訓練対象者</th> <th rowspan="2">訓練期間</th> <th rowspan="2">委託料</th> <th rowspan="2">訓練手当</th> <th colspan="3">H21の実施状況</th> </tr> <tr> <th>修了者数</th> <th>就職者数</th> <th>就職率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知識・技能習得訓練コース</td> <td>民間教育機関</td> <td>ハローワークに求職登録し、ハローワークが訓練の指示を出した者</td> <td>2か月</td> <td rowspan="3">訓練生1人当たり月額63,000円</td> <td>なし</td> <td>24</td> <td>10</td> <td>41.6</td> </tr> <tr> <td>実践能力習得訓練コース</td> <td>就職を希望する企業</td> <td></td> <td>3か月以内</td> <td>なし</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>83.3</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校早期訓練コース</td> <td></td> <td>3年生で10月時点で就職先が決まっていな生徒</td> <td>1か月</td> <td>なし</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>83.3</td> </tr> </tbody> </table> </div>	コース名	委託先	訓練対象者	訓練期間	委託料	訓練手当	H21の実施状況			修了者数	就職者数	就職率	知識・技能習得訓練コース	民間教育機関	ハローワークに求職登録し、ハローワークが訓練の指示を出した者	2か月	訓練生1人当たり月額63,000円	なし	24	10	41.6	実践能力習得訓練コース	就職を希望する企業		3か月以内	なし	24	20	83.3	特別支援学校早期訓練コース		3年生で10月時点で就職先が決まっていな生徒	1か月	なし	12	10	83.3
	コース名	委託先	訓練対象者	訓練期間								委託料	訓練手当	H21の実施状況																												
						修了者数	就職者数	就職率																																		
	知識・技能習得訓練コース	民間教育機関	ハローワークに求職登録し、ハローワークが訓練の指示を出した者	2か月		訓練生1人当たり月額63,000円	なし	24	10	41.6																																
	実践能力習得訓練コース	就職を希望する企業		3か月以内			なし	24	20	83.3																																
	特別支援学校早期訓練コース		3年生で10月時点で就職先が決まっていな生徒	1か月			なし	12	10	83.3																																
2 働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)公的機関での雇用促進 ◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時) 37団体中19団体が未達成(12市町村、2教委、5一部署務組合) ※調査後公表までに2町が達成 (3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時) ◆旧体系施設の新たな移行に併せて設立を要請 安芸市ワークセンター、小高坂更生センター ◆一般企業による設立を要請	2 働く場の確保 (2)公的機関での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆従事する仕事の洗い出し、雇用形態の検討 ◆知的障害者の雇用	2 働く場の確保 (1)企業訪問 延べ114社(再掲) (2)市町村等への要請 ◆訪問8団体、電話6団体	2 働く場の確保 (2)障害者雇用に対する理解や姿勢について、市町村の温度差があり、既に対応済みの団体もある ◆雇用済み 2団体(香南市、日高村) ◆特別枠での採用試験予定 5団体(高知市、四万十市、中土佐町、黒潮町、香美市教委) ◆検討中 その他10団体 ◆調査後採用 2団体(津野町、四万十町)																																							
3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所の新設支援(随時) ◆施設から企業への一般就労を促進するため、それを担う就労移行支援事業所の新設を促進する 就労移行支援事業所のスキルアップ(6月 連絡会の開催) (2)実務担当者会での協議・情報の共有(5月 開催) ◆特別支援学校生の就労支援を目的に、学校の進路担当者、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、県などの関係機関が、就労に向けた情報交換や支援方法の調整等を行う	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化																																						
4 特別支援学校生の就労支援 ◆特別支援学校在校生を対象にホームヘルパー2級の資格取得講座を実施し、介護福祉分野への就職を支援する(受講予定者15名)(6月 講座開講)	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級資格取得者の就労先の確保(資格取得者の周知)	4 特別支援学校生の就労支援 ◆資格取得講座開始(6/19～10/31) 14名(4校)が受講	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級の資格取得講座は、欠席もなく順調に進んでいる																																							
5 委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) ハローワークでの求職者を対象に、企業での職場訓練を実施し、就職の促進を図る(年間30人)(要望に基づき随時)	5 委託訓練の実施 (1)訓練修了(4コース)修了4名うち就職2名 訓練中止(1コース)1名																																									
6 実習生受入企業の確保 ◆障害者の雇用に関する企業に対して、職場実習設備等整備補助金で障害者に配慮した設備等の整備に助成を行い、実習生受入企業の確保を図る (H22:7社、28人枠、合計175人枠確保) (4月中旬 募集開始)	6 実習生受入企業の確保 (職場実習設備等整備補助金) ◆県中央部以外の地域での実習先の確保 ◆事務的な仕事の確保	6 実習生受入企業の確保 ◆募集中(3件の問い合わせ)	6 実習生受入企業の確保 ◆引き続き補助金のPRに努める																																							
2 四半期	1 啓発活動等 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)企業の人事担当者対象の雇用促進セミナー(9月 開催) 企業の人事担当者を対象に、県外で障害者を雇用している中小企業の取組み事例の紹介などを行う	1 啓発活動等 (1)企業での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進																																								
	2 働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)公的機関での雇用促進 ◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時) ◆市町村の人事担当者対象の雇用促進セミナー(9月開催) 市町村等の人事担当者を対象に、障害特性の理解促進の研修や他の市町村での雇用事例の紹介などを行う (3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時) ◆旧体系施設の新たな移行に併せて設立を要請 ◆一般企業による設立を要請	2 働く場の確保 (2)公的機関での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆従事する仕事の洗い出し、雇用形態の検討 ◆知的障害者の雇用																																								
	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所の新設支援(随時) 就労移行支援事業所のスキルアップ(6月 連絡会の開催) (2)実務担当者会での協議・情報の共有(8月 開催)	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化	3 支援機関の新設・連携 (1)就労移行支援事業所等連絡会の開催(7月)																																				
	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級の資格取得講座(受講中)	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級資格取得者の就労先の確保(資格取得者の周知)																																								
	5 委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) (年間30人)(要望に基づき随時) (2)一般求職者対象のパソコン訓練(知識・技能習得訓練コース) ハローワークでの求職者を対象に、パソコン訓練を実施し、就職の促進を図る (年間40人)(9月 1コース開始)	5 委託訓練の実施 (1)訓練修了(6コース)修了9名うち就職8名 訓練中(5コース) 5名 訓練中止(1コース)1名																																								
	6 実習生受入企業の確保 (H22:7社、28人枠、合計175人枠確保) (9月末 募集締め切り)	6 実習生受入企業の確保 (職場実習設備等整備補助金) ◆県中央部以外の地域での実習先の確保 ◆事務的な仕事の確保																																								

3 四半期	1 啓発活動等 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)就労支援機関対象の雇用促進セミナー(12月、開催) 就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関を対象に、他県での一般就労に向けた支援の事例の紹介などを行う	1 啓発活動等 (1)企業での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進				
	2 働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)公的機関での雇用促進 ◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時) (3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時) ◆旧体系施設の新体系の移行に併せて設立を要請 ◆一般企業による設立を要請	2 働く場の確保 (2)公的機関での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆従事する仕事の洗い出し、雇用形態の検討 ◆知的障害者の雇用				
	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所の新設支援(随時) 就労移行支援事業所のスキルアップ(10月、連絡会の開催) (2)実務担当者会での協議・情報の共有(12月、開催) (3)発達障害者の就労支援体制の構築 ◆就労移行支援事業所等を対象に、療育福祉センターと連携して、発達障害者の障害特性の理解、支援方法の研修を行う(10月、開催)					
	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級の資格取得講座(10月末、終了)	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級資格取得者の就労先の確保 (資格取得者の周知)				
	5 委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) (年間30人)(要望に基づき随時) (2)一般求職者対象のパソコン訓練(知識・技能習得訓練コース) (年間40人)(当期、2コース開始) (3)特別支援学校生対象の職場訓練(特別支援学校早期訓練コース) 10月時点で就職先が決まっていない学生を対象に企業での職場訓練を実施し、就職の促進を図る (年間20人)(10月、開始)					
	6 実習生受入企業の確保 (H22:7社、28人枠、合計175人枠確保) (補助先の追加募集、随時)	6 実習生受入企業の確保 (職場実習設備等整備補助金) ◆県中央部以外の地域での実習先の確保 ◆事務的な仕事の確保				
4 四半期	1 啓発活動等 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時)	1 啓発活動等 (1)企業での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進				
	2 働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)公的機関での雇用促進 ◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時) (3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時) ◆旧体系施設の新体系の移行に併せて設立を要請 ◆一般企業による設立を要請2 働く場の確保	2 働く場の確保 (2)公的機関での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆従事する仕事の洗い出し、雇用形態の検討 ◆知的障害者の雇用				
	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所の新設支援(随時) 就労移行支援事業所のスキルアップ(2月、連絡会の開催) (2)実務担当者会での協議・情報の共有(3月、開催)					
	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級の資格取得講座(就労支援、随時)	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級資格取得者の就労先の確保 (資格取得者の周知)				
	5 委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) (年間30人)(要望に基づき随時) (2)一般求職者対象のパソコン訓練(知識・技能習得訓練コース) (年間40人)(当期、2コース実施) (3)特別支援学校生対象の職場訓練(特別支援学校早期訓練コース) (年間20人)(要望に基づき随時)					
	6 実習生受入企業の確保 (H22:7社、28人枠、合計175人枠確保) (補助先の追加募集、随時)	6 実習生受入企業の確保 (職場実習設備等整備補助金) ◆県中央部以外の地域での実習先の確保 ◆事務的な仕事の確保				

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応																								
<p>1. 啓発活動等</p> <p>(1)企業訪問による雇用の要請(年間400社) 法定雇用率未達成企業への雇用要請や委託訓練・各種助成制度の説明及び実習先の確保等で訪問</p> <p>(2)企業の人事担当者などを対象とした雇用促進セミナーの開催(2回) ◆企業の人事担当者を対象に、県外で障害者を雇用している中小企業の取組み事例の紹介などを行う ◆就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関を対象に、他県での一般就労に向けた支援の事例の紹介などを行う</p>	<p>1 啓発活動等</p> <p>(1)企業訪問 延べ114社(1四半期)</p> <p>企業訪問件数の推移 (件)</p> <table border="1" data-bbox="519 294 920 378"> <tr> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>430</td> <td>360</td> <td>114</td> </tr> </table> <p>1四半期</p>	H19	H20	H21	H22	100	430	360	114	<p>1 啓発活動等</p> <p>(1)企業訪問概要 ◆2社が委託訓練を利用しそれぞれ1名雇用 ◆H21年度に訪問した未達成の企業から障害者雇用に向けての相談 ◆障害者を雇用している企業や雇用したことがある企業は、障害者を戦力として評価 ◆未達成企業の多くは、雇用できない理由として厳しい経済状況を挙げている</p>	<p>●障害者の就職者数(H21) 333人 ※5年連続で過去最高を更新</p> <p>●雇用率(H21.6.1) ○民間企業(1.8%) ・高知県:1.75%(全国20位)、対象の57.3%が達成(全国13位) ・全国:1.63% " 45.5% "</p> <p>○県庁(知事部局 2.1%、教委 2.0%) ※H22.6.1 ・知事部局:2.19%(対前年 0.08%) ・教育委員会:1.97%(" 0.10%)</p> <p>○適正実施助成(H22.3.31) 5団体 高知市、中土佐町、日高村、四万十市教育委員会 高知県・高知市病院企業団</p> <p>●就労継続支援A型事業所の新設 H23目標:定員300名 平成21年度末:15事業所、定員275名 ※高知県障害福祉計画の目標を上回る整備状況</p>	<p>◆障害者雇用に対する理解の促進</p> <p>↓</p> <p>・企業の人事担当者対象の雇用促進セミナーで、県外で障害者を積極的に雇用している中小企業の取組み事例の紹介</p>																
H19	H20	H21	H22																									
100	430	360	114																									
<p>2. 働く場の確保</p> <p>(1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問)</p> <p>(2)公的機関での雇用促進 ◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時) 37団体中19団体が未達成(12市町村、2教委、5一部事務組合)※調査後、2町が達成 ◆市町村の人事担当者を対象とした雇用促進セミナー(1回) 市町村等の人事担当者を対象に、障害特性の理解促進の研修や他の市町村での雇用事例の紹介などを行う</p> <p>(3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時) ◆旧体系施設の新体系の移行に併せて設立を要請(安芸市ワークセンター、小高坂更生センター) ◆一般企業による設立を要請</p>	<p>2 働く場の確保</p> <p>(1)企業訪問 延べ114社(1四半期)(再掲)</p> <p>(2)市町村等へ雇用の要請 訪問 8団体、電話 6団体 市町村振興課による市町村への雇用要請 33市町村</p> <p>(3)A型事業所への移行のために必要となる関係者との協議、先進的な取組みの視察等に対して助成(5/11交付決定、安芸市ワークセンター)</p>	<p>2 働く場の確保</p> <p>(1)企業訪問概要 上記参照</p> <p>(2)市町村等の状況 ◆雇用済み 2団体(香南市、日高村) ◆特別枠での採用試験予定 5団体(高知市、四万十市、中土佐町、黒潮町、香美市教委) ◆検討中 その他10団体(安田町、大豊町、土佐町、仁淀川町、椿原町、高知県・高知市病院企業団、高野北広域事務組合、香美香南老人ホーム組合、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合、横北広域行政事務組合) ◆調査後公表までに採用 2団体(津野町、四万十町)</p>	<p>県内の雇用状況</p> <table border="1" data-bbox="1543 588 2047 798"> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>障害者の就職者数</td> <td>293人(H20)</td> <td>333人(H21)</td> <td>・民間企業の法定雇用率 1.8%(県内370社が適用)</td> </tr> <tr> <td>障害者の就職率</td> <td>42.6%(H20)</td> <td>46.4%(H21)</td> <td>・公的機関の状況 知事部局 2.11%(46位) ※平成22年度 2.19% 教委 1.87%(11位) 市町村等 1.64%(最下位、37団体のうち19が未達成)</td> </tr> <tr> <td>法定雇用率未達成企業</td> <td>52.8%(H20)</td> <td>57.3%(H21)</td> <td>・特別支援学校生の就職率(H21) 23% 横ばいの状況</td> </tr> <tr> <td>障害者雇用率</td> <td>1.57%(H20)</td> <td>1.75%(H21)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>求職者の状況</td> <td colspan="3">毎月約700人が求職活動を行っているが、就職に結びつのは月28人程度(H21年度実績)</td> </tr> </table> <p>5年連続で過去最高を更新!</p>		20年度	21年度	備考	障害者の就職者数	293人(H20)	333人(H21)	・民間企業の法定雇用率 1.8%(県内370社が適用)	障害者の就職率	42.6%(H20)	46.4%(H21)	・公的機関の状況 知事部局 2.11%(46位) ※平成22年度 2.19% 教委 1.87%(11位) 市町村等 1.64%(最下位、37団体のうち19が未達成)	法定雇用率未達成企業	52.8%(H20)	57.3%(H21)	・特別支援学校生の就職率(H21) 23% 横ばいの状況	障害者雇用率	1.57%(H20)	1.75%(H21)		求職者の状況	毎月約700人が求職活動を行っているが、就職に結びつのは月28人程度(H21年度実績)			<p>◆障害者雇用に対する理解の促進</p> <p>雇用率未達成市町村の達成及び公的機関での知的障害者の雇用 就労継続支援A型事業所の圏域間のばらつきが大きい(高知市に集中し安芸、中央西はなし)</p> <p>↓</p> <p>・首長への雇用の働き掛けや市町村による雇用事例の紹介 ・障害者施設による安芸での新設や民間企業での取組みを支援し、定員300名の達成を図る</p>
	20年度	21年度	備考																									
障害者の就職者数	293人(H20)	333人(H21)	・民間企業の法定雇用率 1.8%(県内370社が適用)																									
障害者の就職率	42.6%(H20)	46.4%(H21)	・公的機関の状況 知事部局 2.11%(46位) ※平成22年度 2.19% 教委 1.87%(11位) 市町村等 1.64%(最下位、37団体のうち19が未達成)																									
法定雇用率未達成企業	52.8%(H20)	57.3%(H21)	・特別支援学校生の就職率(H21) 23% 横ばいの状況																									
障害者雇用率	1.57%(H20)	1.75%(H21)																										
求職者の状況	毎月約700人が求職活動を行っているが、就職に結びつのは月28人程度(H21年度実績)																											
<p>3. 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化</p> <p>(1)就労移行支援事業所の新設支援(随時) ◆施設から企業への一般就労を促進するため、それを担う就労移行支援事業所の新設を促進する 就労移行支援事業所のスキルアップ(連絡会の開催 3回)</p> <p>(2)実務担当者会での協議・情報の共有(4回) ◆特別支援学校生の就労支援を目的に、学校の進路担当者、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、県などの関係機関が、就労に向けた情報交換や支援方法の調整等を行う</p> <p>(3)発達障害者の就労支援体制の構築 ◆就労移行支援事業所等を対象に、療育福祉センターと連携して、発達障害者の障害特性の理解、支援方法の研修を行う(1回)</p>	<p>3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化</p> <p>(1)就労移行支援事業所等連絡会の開催(7/14)</p> <p>(2)実務担当者会の開催(5/14)</p>	<p>3 支援機関の新設・連携</p> <p>(1)就労移行支援事業所等連絡会参加者 22事業所等38名が参加 ◆障害者の雇用状況や県の助成制度の研修等を行った</p> <p>(2)実務担当者会参加者 21機関34名が参加 ◆一般就労に向けた取組み方法や職場定着支援などについて協議</p>	<p>障害者雇用促進法の改正概要(平成22年7月から適用)</p> <p>○障害者雇用率 ・短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)が障害者雇用率のカウントの対象 ・障害者雇用率の計算の際、短時間労働者を0.5人としてカウント</p> <p>○障害者雇用納付金制度 雇用障害者が法定雇用率(1.8%)に満たない事業主から、その雇用する障害者が1人不足ごとに1月当たり5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金(超過1人につき1月当たり2万7千円)や助成金を支給する</p> <p>◆改正内容 ・対象事業主の範囲が順次拡大 平成22年6月まで 常用雇用労働者が301人以上 平成22年7月から 常用雇用労働者が201人以上300人以下 平成27年4月から 常用雇用労働者が101人以上200人以下 ・納付金の減額特例 常用雇用労働者が201人以上300人以下の事業主 平成22年7月から平成27年6月まで 5万円 → 4万円 常用雇用労働者が101人以上200人以下の事業主 平成27年4月から平成32年3月まで 5万円 → 4万円</p> <p>◆県内の状況(H21) 常用雇用労働者が301人以上の事業主 40 障害者雇用納付金申告事業主 18 障害者雇用調整金申告事業主 18</p>	<p>◆就労移行支援事業所の圏域間のばらつきが大きい(高知市に集中し安芸、須崎はなし) 就労移行支援事業所間の支援スキルの差が大きい 発達障害者の就労支援方法が確立していない</p> <p>↓</p> <p>・新体系への移行時に就労移行支援事業所の設立を施設に働きかける 就労移行支援事業所連絡会でスキルアップの研修を実施 ・県の産業構造(1次、1.5次産業)に適した発達障害者の職業教育や雇用創出について検討</p> <p>◆高知発達障害者雇用研究開発プロジェクト 県と高知大学を中心に産学官で「高知発達障害者雇用研究開発プロジェクト(仮称)」を設立し、雇用の場となるモデル事業の研究開発と、それに対応した学校での職業教育・作業学習の開発を一体的に行う(H23～H27)</p>																								
<p>4. 特別支援学校生の就労支援</p> <p>特別支援学校在校生を対象にホームヘルパー2級の資格取得講座を実施し、介護福祉分野への就職を支援する(受講予定者15名)</p>	<p>4 特別支援学校生の就労支援</p> <p>◆介護資格取得研修委託事業を開始(6/19～10/31)</p>	<p>4 特別支援学校生の就労支援</p> <p>◆受講者 14名(4校)</p>	<p>◆県内の状況(H21) 常用雇用労働者が301人以上の事業主 40 障害者雇用納付金申告事業主 18 障害者雇用調整金申告事業主 18</p>	<p>◆介護福祉分野の就職先の確保</p> <p>↓</p> <p>・新設の高齢者福祉施設へ雇用の働きかけ 第4期(H21～23)介護保険事業支援計画における施設整備計画 特別養護老人ホーム 378床 グループホーム 306床 1,399床 その他 715床</p>																								
<p>5. 委託訓練の実施</p> <p>(1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) ハローワークでの求職者を対象に、企業での職場訓練を実施し、就職の促進を図る(年間30人)</p> <p>(2)一般求職者対象のパソコン訓練(知識・技能習得訓練コース) ハローワークでの求職者を対象に、パソコン訓練を実施し、就職の促進を図る(年間40人)</p> <p>(3)特別支援学校生対象の職場訓練(特別支援学校早期訓練コース) 10月時点で就職先が決まっていない学生を対象に企業での職場訓練を実施し、就職の促進を図る(年間20人)</p>	<p>5 委託訓練の実施</p> <p>(1)実践能力習得訓練コースの実施</p>	<p>5 委託訓練の実施</p> <p>(1)実践能力習得訓練コース ◆訓練修了(10コース) 修了13名うち就職10名 ◆訓練中(5コース) 5名 ◆訓練中止(2コース) 2名</p> <p>委託訓練の実績(H21)</p> <table border="1" data-bbox="979 1575 1454 1701"> <tr> <td></td> <td>修了者</td> <td>就職者</td> <td>就職率</td> </tr> <tr> <td>・知識・技能習得訓練(5コース)</td> <td>24</td> <td>10</td> <td>41.6</td> </tr> <tr> <td>・実践能力習得訓練(21コース)</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>83.3</td> </tr> <tr> <td>・特別支援学校早期訓練(18コース)</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>83.3</td> </tr> </table> <p>実人数</p>		修了者	就職者	就職率	・知識・技能習得訓練(5コース)	24	10	41.6	・実践能力習得訓練(21コース)	24	20	83.3	・特別支援学校早期訓練(18コース)	12	10	83.3	<p>◆就職率が高い「実践能力習得訓練コース」の拡充</p> <p>↓</p> <p>・実践能力習得訓練コースの定員増 H22 30人 → 35人 施設から一般就労への送り出し機能の強化(各種助成金の活用)</p>	<p>◆実習生受入企業が県中央地域に集中し、事務系の受入先がない</p> <p>↓</p> <p>・職場実習設備等整備補助金を活用し、中央地域以外での実習先の確保と事務系の受入先を開拓する ・職場実習先 200人枠の達成</p>								
	修了者	就職者	就職率																									
・知識・技能習得訓練(5コース)	24	10	41.6																									
・実践能力習得訓練(21コース)	24	20	83.3																									
・特別支援学校早期訓練(18コース)	12	10	83.3																									
<p>6. 実習生受入企業の確保</p> <p>障害者の雇用に理解のある企業に対して、職場実習設備等整備補助金で障害者に配慮した設備等の整備に助成を行い、実習生受入企業の確保を図る(H22:7社、28人枠 合計175人枠)</p>	<p>6 実習生受入企業の確保</p> <p>◆職場実習設備等整備補助金の公募中(～9/30)</p>	<p>6 実習生受入企業の確保</p> <p>◆3件の問い合わせ</p> <p>実習生受入企業の利用状況</p> <table border="1" data-bbox="979 1848 1454 1974"> <tr> <td></td> <td>受入枠の確保</td> <td>利用者</td> </tr> <tr> <td>・H19</td> <td>54人(9社)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・H20</td> <td>84人(16社)</td> <td>合計138人(25社)</td> </tr> <tr> <td>・H21</td> <td>9人(2社)</td> <td>合計147人(27社)</td> </tr> </table> <p>8割が知的障害者</p>		受入枠の確保	利用者	・H19	54人(9社)	-	・H20	84人(16社)	合計138人(25社)	・H21	9人(2社)	合計147人(27社)	<p>◆就職率が高い「実践能力習得訓練コース」の拡充</p> <p>↓</p> <p>・実践能力習得訓練コースの定員増 H22 30人 → 35人 施設から一般就労への送り出し機能の強化(各種助成金の活用)</p>	<p>◆実習生受入企業が県中央地域に集中し、事務系の受入先がない</p> <p>↓</p> <p>・職場実習設備等整備補助金を活用し、中央地域以外での実習先の確保と事務系の受入先を開拓する ・職場実習先 200人枠の達成</p>												
	受入枠の確保	利用者																										
・H19	54人(9社)	-																										
・H20	84人(16社)	合計138人(25社)																										
・H21	9人(2社)	合計147人(27社)																										

重点取組の名称	障害者の就労促進と利用者工賃アップに向けて ～工賃アップに向けた施設への経営コンサルタントの派遣、官公庁からの発注の促進～	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	74	線表(課題整理シート) の掲載ページ	33
---------	--	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)																
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題															
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要なに応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等																
	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆中小企業診断士を施設に派遣し、施設の経営診断や工賃水準改善のための助言・提案などを実施 (4月 継続派遣開始)	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆経営コンサルタント派遣に対して消極的な施設がある	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆継続派遣(4/1～3/31) 委託先:(社)中小企業診断協会高知県支部 本格診断2施設(ワークセンター白ゆり、宿毛授産園) 簡易診断4施設(第2あおぞら作業所、共同作業所ポップあき、れいほくの里どんぐり、あさひ・はばたき)	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆21年度に経営コンサルタントを派遣した5施設中3施設が工賃アップ (ワークセンター白ゆり、共同作業所ポップあき、れいほくの里どんぐり)	<div style="text-align: center;"> <p>工賃(月額)の状況</p> <table border="1"> <caption>工賃(月額)の状況</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>高知 (円)</th> <th>全国 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>16,013</td> <td>12,222</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>16,113</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>15,595</td> <td>12,587</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>15,133</td> <td>12,587</td> </tr> </tbody> </table> <p> 高知: 16,013 (H18), 16,113 (H19), 15,595 (H20), 15,133 (H21) 全国: 12,222 (H18), 12,600 (H19), 12,587 (H20), 12,587 (H21) </p> <p> H18 全国1位 59施設 1,364人 H19 全国1位 59施設 1,364人 H20 全国4位 64施設 1,407人 H21 72施設 1,560人 </p> <p> 障害基礎年金と合わせても経済的自立が困難 </p> </div>			年度	高知 (円)	全国 (円)	H18	16,013	12,222	H19	16,113	12,600	H20	15,595	12,587	H21	15,133	12,587
	年度	高知 (円)	全国 (円)																			
	H18	16,013	12,222																			
H19	16,113	12,600																				
H20	15,595	12,587																				
H21	15,133	12,587																				
2 目標工賃達成助成事業 ◆就労継続支援B型事業所において、前々年度の平均工賃月額の20%以上の増額を前年度の工賃に掲げ、達成した事業所に助成(年1回限り) 工賃を30%以上引上げ 利用者1人あたり15,000円 工賃を20%以上引上げ 利用者1人あたり 7,500円 (6月 H21工賃実績の公表、B型事業所への助成)			2 目標工賃達成助成事業 ◆工賃実績の取りまとめに時間を要したため、B型事業所への助成が遅くなった																			
3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品等のPR、企業との取引の仲介及び共同受注の仕組みづくりなどを行う(H21～H23) ※ふるさと雇用再生特別基金事業を活用 (4月 委託事業の開始)	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆委託事業開始(4/1～3/31) 委託先:高知県社会就労センター協議会 ◆地域支援企画員へ障害者施設の活用を要請(4/15)	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆訪問:企業62社、市町村障害者施設等25カ所 ◆ホームページへの掲載:16施設 ◆仲介件数:4(東洋電化の仕事9施設で受注他) ◆販売促進会への参加:1(「とさてらす」に延べ8施設が出店) ◆地域支援企画員を通じた障害者施設の活用 ・発注に向けて検討中 1施設(すずめ煉製工房) ※本川きじ生産組合が、現在愛媛県内で製造している「きじ肉の燻製」を県内での製造に切替える方向で検討中																			
4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)県及び市町村等からの発注増の取組み 随時 庁内各課室に対して発注の要請 市町村に対して、地方自治法施行令が改正され、障害者施設から随意契約で物品の購入や役務の提供を受けることができることの周知と発注の要請 (5月 発注状況の調査) (2)福祉版アウトソーシングの取組み 健康政策部及び地域福祉部から市町村等への発注文書のコピーや封筒詰めなどの作業を障害者施設へ優先的に発注する (随時 発注)	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)政策調整会議で印刷物の発注等を要請(5/6)各市町村に障害者雇用と併せて要請(随時)(7団体) (2)福祉版アウトソーシング ◆発注額 388千円(4件)	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)障害者施設では、政策調整会議での要請後、県庁からの印刷物の発注が増えているとのこと ・官公庁からの発注状況の調査が集計に時間を要し、公表が遅くなった																			
2 四半期	1 経営コンサルタント派遣事業 (7月 新規派遣開始、基礎講座開催) (9月 工賃アップセミナー(施設職員)開催)	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆経営コンサルタント派遣に対して消極的な施設がある	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆新規派遣(7/2～3/31) 委託先:(社)中小企業診断協会高知県支部 本格診断2施設(多機能事業所「アオ」、オーシャンクラブ) 簡易診断4施設(作業所もえ、夢工房ひまわり、ニコの種、香南くろしお園) 基礎講座開催(7/5他) 延べ4回(10施設延べ25人受講)行い、経営分析の仕方と活用、原価計算などの研修を実施																			
	2 目標工賃達成助成事業		2 目標工賃達成助成事業 ◆H21工賃実績の公表(7/20) 15,133円(対前年▲462円、▲3.0%)	2 目標工賃達成助成事業 ◆H21工賃実績 平成20年秋以降の経済悪化により、障害者施設の受注量が減少し工賃低下に繋がっている 新商品の開発や安定した事業を持っている施設は工賃アップに繋がっている	2 目標工賃達成助成事業 ◆H21工賃実績の公表(7月) 目標工賃を達成した就労継続支援B型事業所に助成(9月上旬)																	
	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 (委託先実施中)	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない																				
	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)県及び市町村等からの発注増の取組み (随時 各市町村等に対して発注の要請) (2)福祉版アウトソーシングの取組み (随時 発注)	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆H21官公庁からの発注状況調査(7月上旬) 94,991千円(対前年10,271千円、12.1%)	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆H21官公庁からの発注状況 県、市町村等とも前年より増加しているが、未発注が13町村ある																		

3四半期	1 経営コンサルタント派遣事業 (委託先実施中)	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆経営コンサルタント派遣に対して消極的な施設がある				
	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 (委託先実施中)	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない				
	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1) 県及び市町村等からの発注増の取組み (随時 庁内及び各市町村に対して発注の要請) (2) 福祉版アウトソーシングの取組み (随時 発注)	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない				
4四半期	1 経営コンサルタント派遣事業 (3月 経営コンサルタント報告会、事業終了)	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆経営コンサルタント派遣に対して消極的な施設がある				
	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 (3月末 委託事業終了)	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない				
	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1) 県及び市町村等からの発注増の取組み (各市町村に対して発注の要請) (2) 福祉版アウトソーシングの取組み (随時 発注)	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない				

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

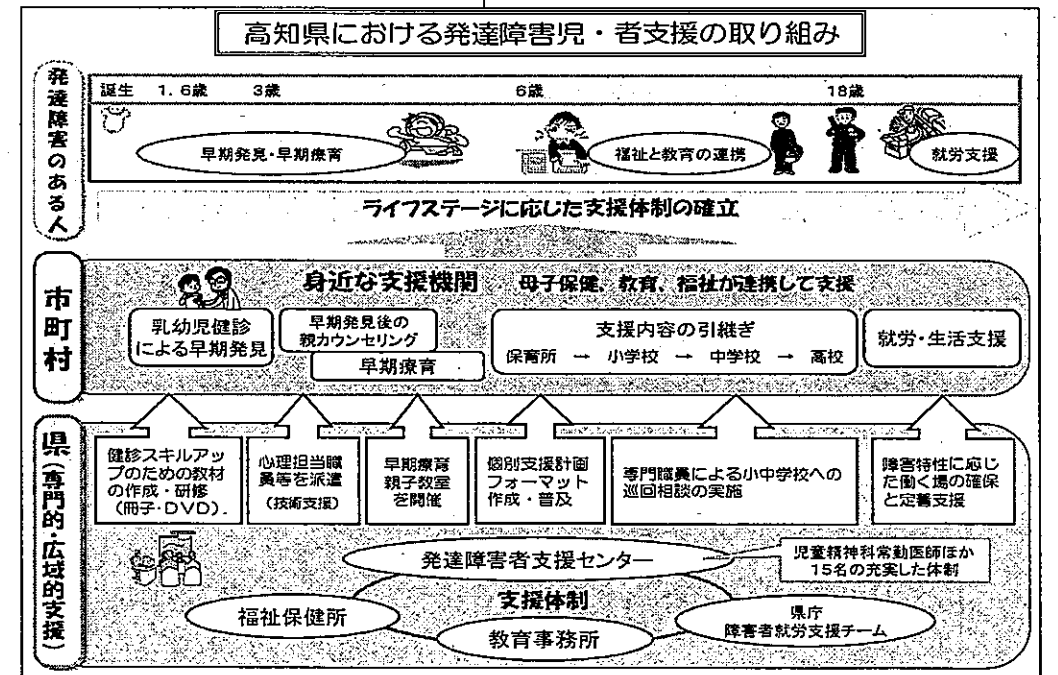
取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応																									
<p>1 経営コンサルタント派遣事業 経営コンサルタントを施設に派遣し、施設の経営診断や工賃水準改善のための助言・提案などを実施</p> <p>・継続派遣 本格2施設、簡易4施設 ・新規派遣 本格2施設、簡易4施設 ・基礎講座 延べ4回開催 ・報告会 2地域 ・工賃アップセミナー 1回</p>	<p>1 経営コンサルタント派遣事業(H22)</p> <p>◆継続派遣 本格2施設、簡易4施設 ◆新規派遣 本格2施設、簡易4施設 ◆基礎講座 延べ4回開催(10施設延べ25人受講) ◆施設訪問 延べ22事業所訪問</p>	<p>1 経営コンサルタント派遣の状況 ()は工賃アップ</p> <p>○H19 本格2(2) ○H20 本格4(3) 簡易9(5) 基礎10(2) ○H21 本格2(1) 簡易3(2) 基礎2(2)</p>	<p>◆工賃がアップした施設が増えてきている</p> <p>・工賃が増加した施設 (H20)31施設:15,651円 → (H21)35施設:16,643円</p> <p>・工賃が減少した施設 (H20)26施設:15,651円 → (H21)28施設:14,318円</p> <p>発注促進税制(税制優遇)の概要</p> <p>○制度の概要 障害者の「働く場」に対する発注額を前年より増加させた企業について、企業の有する固定資産(減価償却資産)の割増償却が認められる</p> <p>○税制優遇対象者 青色申告者であるすべての法人または個人事業主が対象</p> <p>○適用期間 5年間(平成20年4月1日～平成25年4月1日)の時限措置</p> <p>○割増償却限度額 割増償却の限度額は前年度からの発注増加額</p>	<p>◆経営コンサルタント派遣事業は経営改善に有効な手段であるが、派遣に消極的な施設がある</p> <p>↓</p> <p>・経営コンサルタント報告会で、派遣事業を実施した施設の具体的な取組みや成果を紹介する</p>																									
<p>2 目標工賃達成助成事業</p> <p>◆就労継続支援B型事業所において、前々年度の平均工賃月額額の20%以上の増額を前年度の工賃に届け、達成した事業所に助成(年1回限り)</p> <p>工賃を30%以上引上げ 利用者1人あたり15,000円</p> <p>工賃を20%以上引上げ 利用者1人あたり7,500円</p>	<p>2 目標工賃達成助成事業の実施</p>			<p>◆この事業の助成額では工賃アップの取組みのインセンティブにならない</p> <p>↓</p> <p>・報酬上の加算と併せて周知することで、主体的な工賃アップの取組みに繋げる</p> <p>報酬上の加算(何れかを適用)</p> <p>○目標工賃達成加算(I)……26単位/日(対象 11事業所) ・平均工賃が地域の最低賃金の1/3以上であること ・事業者が設定した目標水準以上であること</p> <p>○目標工賃達成加算(II)……10単位/日(対象 6事業所) ・平均工賃が県の事業種別平均工賃の100分の80以上に相当する額を超えていること ・県が「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業に積極的に参加し、目標工賃の達成に向けた事業及び作業内容等の見直しを位置づけた「工賃引上げ計画」を作成し、実施したこと</p>																									
<p>3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 障害者施設の製品等のPR、企業との取引の仲介及び共同受注の仕組みづくりなどを行う</p> <p>委託先:高知県社会就労センター協議会</p> <p>・訪問 企業 延べ50社以上 市町村、施設等 延べ30カ所 ・ホームページの見直し 掲載施設20施設 ・販路の開拓 仲介件数5件 ・販売促進会への参加 1回以上 ・共同受注の仕組みづくり検討会議 1回以上</p>	<p>3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業</p> <p>◆委託事業実施中 (4/1～3/31) ◆地域支援企画員へ障害者施設の活用を要請(4/15)</p>	<p>3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業の概要 1四半期実績</p> <p>◆訪問:企業62社、市町村障害者施設等25カ所 ◆ホームページへの掲載:16施設 ◆仲介件数:4(東洋電化の仕事等9施設で受注他) ◆販売促進会への参加:1(「とさてらす」に延べ8施設が出店) ◆地域支援企画員を通じた障害者施設の活用 ・発注に向けて検討中 1施設(すずめ燻製工房) ※本川きじ生産組合が、現在愛媛県内で製造している「きじ肉の燻製」を県内での製造に切替える方向で検討中</p>		<p>◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない</p> <p>↓</p> <p>・施設の製品等のPRを訪問やホームページにより強化するとともに、共同受注のシステムを構築する</p>																									
<p>4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み</p> <p>(1)県及び市町村等からの発注の増の取組み ・庁内各課室に対して発注の要請 ・市町村に対して、地方自治法施行令が改正され、障害者施設から随意契約で、物品の購入や役務の提供を受けることができること等の周知と発注の要請</p> <p>(2)福祉版アウトソーシングの取組み 健康政策部及び地域福祉部から市町村等への発送文書のコピーや封筒詰めなどの作業を障害者施設へ優先的に発注する</p>	<p>4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み</p> <p>(1)政策調整会議で印刷物の発注等を要請(5/6) 市町村に障害者雇用と併せて要請</p> <p>(2)印刷物等を障害者施設へ発注</p>	<p>4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み</p> <p>◆官公庁からの発注状況(千円)</p> <table border="1" data-bbox="1012 1312 1513 1444"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>対前年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・高知県</td> <td>16,789</td> <td>18,756</td> <td>22,000</td> <td>3,244</td> </tr> <tr> <td>・市町村等</td> <td>39,716</td> <td>65,324</td> <td>71,806</td> <td>6,482</td> </tr> <tr> <td>・国の機関</td> <td>166</td> <td>640</td> <td>1,185</td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>56,671</td> <td>84,720</td> <td>94,991</td> <td>10,271</td> </tr> </tbody> </table> <p>対前年10,271千円、12.1%</p>		H19	H20	H21	対前年	・高知県	16,789	18,756	22,000	3,244	・市町村等	39,716	65,324	71,806	6,482	・国の機関	166	640	1,185	545	合計	56,671	84,720	94,991	10,271		<p>◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない</p> <p>↓</p> <p>・障害者施設活用の要請と施設の製品等のPR、共同受注のシステムを構築する</p>
	H19	H20	H21	対前年																									
・高知県	16,789	18,756	22,000	3,244																									
・市町村等	39,716	65,324	71,806	6,482																									
・国の機関	166	640	1,185	545																									
合計	56,671	84,720	94,991	10,271																									

重点取組の名称	発達障害の早期発見・早期療育の支援体制づくりと個別支援計画の普及	日本一の健康長寿県構想掲載ページ	75	線表(課題整理シート)の掲載ページ	34
---------	----------------------------------	------------------	----	-------------------	----

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 発達障害児の早期発見の取り組み (1)小児科医や保健師に対する早期発見の技術研修 ◆平成21年度に作成したDVDなどの教材を用いた自閉症スペクトラム早期発見研修会を開催(3月～4月) (2)チェックリスト(2次問診票)を活用した乳幼児健診の実施 ◆国のモデル事業を実施した香美市に加え、新たに土佐市、いの町で実施。療育福祉センターが支援 (3)親カウンセリングの実施 内容:2次スクリーニングと保護者への支援 ◆香美市、高知市に加え、新たにいの町で実施。療育福祉センターが支援	1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆専門的に関われる人材が不足しているため、早期発見の技術研修を開催し、人材の育成を図ることが必要。	1 発達障害児の早期発見の取り組み (1)自閉症スペクトラム早期発見研修会を13回開催 参加者数 安芸19名、中央東41名、高知市108名、いの町36名、須崎41名、幡豆41名、療育福祉センター27名 合計313名(うち医師40名) DVDを医師7名に貸出 (2)チェックリスト活用した乳幼児健診の実施 香美市4月から3回、いの町4月から3回、土佐市6月から1回 (3)親カウンセリングの実施 香美市4月から3回9組、いの町5月から4回12組、高知市4月から7回40組	1 発達障害児の早期発見の取り組み (1)安芸圏域の参加が少なかったため、年度後半に実施する研修会で、周知の徹底を図る。 また、県内の小児科医の約4割が研修を受講したが、今後さらに参加者数を増加させる。 (2)チェックリストの活用により、要フォローとなる幼児が増加	<p>●発達障害とは 広汎性発達障害(自閉症など)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)など、通常、低年齢でその症状が発現する脳機能の障害</p> <p>公立特別支援学校、公立小中学校児童・生徒の約5.1%(2,875人)に何らかの発達障害がある可能性(H21年高知県教育委員会調査)</p> <p>●主な発達障害と相互関係</p> <p>知的障害(0.5%程度) IQ:概ね70以下 精神遅滞 自閉症 広汎性発達障害(約1%) アスペルガー症候群</p> <p>※()は、アメリカの報告等による発症率</p>	<p>・不注意 ・多動、多弁 ・衝動的な行動</p> <p>・生まれ持った脳の障害 ・言葉の発達、コミュニケーションの障害 ・対人関係、社会性の障害 ・想像力の障害 ・パターン化した行動やこだわり</p> <p>・読む、書く、計算する等に障害 ・LD児のうち小学校高学年で約50%、中学校で約60%が不登校に(鳥取大学調べ)</p> <p>・基本的に言葉の発達の遅れはない(自閉症との違い) ・コミュニケーションの障害 ・対人関係、社会性の障害 ・想像力の障害 ・パターン化した行動、興味・関心のかたよ</p>
		2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所における早期療育親子教室の実施 内容:障害児ができておらず受診や療育につなげていないケースを対象に、遊びや個別活動を通じた療育を行う 中央東福祉保健所:5月から実施 新たに実施する中央西福祉保健所との協議	2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆中央西の親子教室は、2市町にまたがるため、開催場所等の検討が必要	2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所における早期療育親子教室の実施 ・中央東は、7月からの実施に向けた準備 ・中央西は、関係機関で協議して開催場所等を決定 第1クール 9/8から5回(いの町すこやかセンター) 第2クール 12/1から5回(土佐市健康福祉センター)			
		3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆福祉・教育・労働などの関係者を対象にした、個別支援計画(成長に合わせた支援方法の記録)作成に関する研修会の開催準備	3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆特に教育委員会との連携が必要	3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆研修内容について療育福祉センターと協議(6/11)			
		4 企画・推進委員会等の開催 内容:早期発見・早期療育や、個別支援計画の引継ぎなどの取り組み全体をコーディネートするための、福祉・保健・医療・教育・労働の専門家や保護者からなる委員会 ◆就労支援ワーキングの設置準備	4 企画・推進委員会等の開催 ◆障害特性に応じた働く場の確保が必要のため、新たに就労支援ワーキングを設置することを確認	4 企画・推進委員会等の開催 ◆就労支援ワーキングの委員等について療育福祉センターと協議(6/11)			
2 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆市町村の乳幼児健診や親カウンセリングへの支援 (土佐市の親カウンセリング:7月から実施)	1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆市町村の乳幼児健診や親カウンセリングへの支援 (土佐市の親カウンセリング:7月から実施)	1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆チェックリスト活用した乳幼児健診の実施 香美市2回、いの町2回、土佐市1回 ◆親カウンセリングの実施 香美市1回4組、いの町3回8組、土佐市7月から2回7組、高知市5回34組		2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所の早期療育親子教室 中央東:7/7～5回×3クール程度 中央西:9/8～5回×2クール程度	
		2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所の早期療育親子教室(中央東:8月～)	2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆中央東は、7/7から2組の親子を対象に3回実施				
		3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆個別支援計画の作成に関する研修会の開催					
3 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆自閉症スペクトラム早期発見研修会(11月～12月) ◆市町村の乳幼児健診や親カウンセリングへの支援		1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆自閉症スペクトラム早期発見研修会(11月～12月) ◆市町村の乳幼児健診や親カウンセリングへの支援		<p>高知県では、平成19年度から3年間、香美市をモデル地区に指定し、佐賀県のシステムを参考に、早期発見・早期療育の支援体制づくりに取り組んだ結果、成果が得られたので、今後、その成果を県内の全地域に普及することとしている。</p> <p>【早期発見・早期療育の流れ】</p> <p>香美市における実績(H19年度～21年度)</p> <p>◎要フォロー児の割合 (チェックリスト導入前) (導入後H19.12～) 1. 6歳児健診 0～1.1% → 13.9% 3歳児健診 2.2～2.6% → 11.3%</p> <p>◎親カウンセリング事業への参加率 1. 6歳児健診後 要フォロー児の28.8%(実13人) 3歳児健診後 " 26.5%(実9人)</p> <p>◎早期療育親子教室への参加率 親カウンセリング事業参加者の22.7%(実5組) [出生児の約1.5%]</p> <p>◆早期発見・早期療育の必要性 発達障害は、発達のごく早期からその特性を有し、可能な限り早い時期からの特性に配慮した支援が、その後の発達や成人期の適応に良い影響を与える。</p>	
		2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所の早期療育親子教室(中央東、中央西)		2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所の早期療育親子教室(中央東、中央西)			
		3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆個別支援計画の作成に関する研修会の開催		3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆個別支援計画の作成に関する研修会の開催			
		4 企画・推進委員会等の開催に向けた準備 ◆第2回早期発見ワーキング、就労支援ワーキングの開催		4 企画・推進委員会等の開催 ◆第1回企画・推進委員会(9/30予定) ◆就労支援ワーキング設置(9/30予定)			
4 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆市町村の乳幼児健診や親カウンセリングへの支援		1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆市町村の乳幼児健診や親カウンセリングへの支援		<p>市町村の取り組み</p> <p>県が支援</p>	
		2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所の早期療育親子教室(中央東、中央西)		2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所の早期療育親子教室(中央東、中央西)			
		3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆個別支援計画の作成に関する研修会の開催		3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆個別支援計画の作成に関する研修会の開催			
		4 企画・推進委員会等の開催に向けた準備 ◆第2回企画・推進委員会の開催 ◆第3回早期発見ワーキング、就労支援ワーキングの開催		4 企画・推進委員会等の開催 ◆第2回企画・推進委員会の開催 ◆第3回早期発見ワーキング、就労支援ワーキングの開催			

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

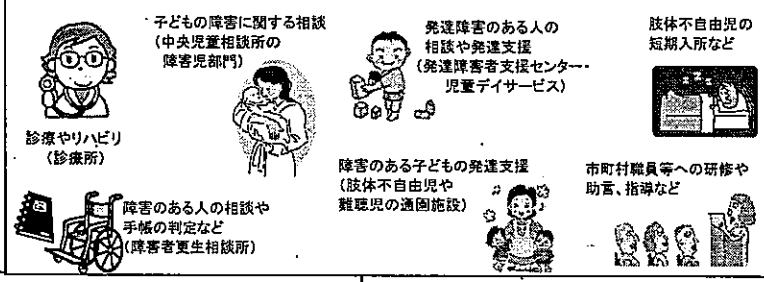
取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立が数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応								
<p>1 発達障害児の早期発見の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆県内各圏域で、DVDなどの教材を用いて、小児科医や保健師に対する早期発見の技術研修を開催 ◆乳幼児健診においてチェックリスト(2次問診票)を活用し、早期発見につなげる ◆早期発見した後のフォローアップとして、親カウンセリングを実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎親カウンセリング</p> <p>乳幼児健診で要フォローの子どもを経過観察し、早期療育・早期診断につなげると同時に、親の育児不安の解消や虐待予防などの育児支援を行う。 (市町村で実施)←療育福祉センターの心理判定員が支援</p> </div>	<p>1 発達障害児の早期発見の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自閉症スペクトラム早期発見研究会 7か所(計13回開催(3月～6月)) ◆チェックリストを活用した乳幼児健診の実施 香美市(H19～継続):4月から5回 いの町(H22新規):4月から5回 土佐市("):6月から2回 ◆親カウンセリングの実施 香美市(H19～継続):4月から4回 いの町(H22新規):5月から7回 土佐市("):7月から2回 高知市(H21～継続):4月から12回 	<p>1 発達障害児の早期発見の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自閉症スペクトラム早期発見研究会 合計313名(うち医師40名)参加 早期発見のDVDを希望する医師7名に貸出 ◆チェックリストを活用した乳幼児健診で発見した要フォロー児(H22年度) 香美市:14名 いの町:17名 土佐市:16名 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈香美市における要フォロー児の割合〉</p> <table border="1"> <tr> <td>チェックリスト導入前</td> <td>導入後(H19.12～)</td> </tr> <tr> <td>1. 6歳児健診 0～1.1%</td> <td>13.9%</td> </tr> <tr> <td>3歳児健診 2.2～2.6%</td> <td>11.3%</td> </tr> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆親カウンセリングの参加者(延べ)(H22年度) 香美市:13組 いの町:20組 土佐市:7組 高知市:74組 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈親カウンセリングへの参加率〉 香美市実績</p> <table border="1"> <tr> <td>1. 6歳児健診後 要フォロー児の28.8%</td> </tr> <tr> <td>3歳児健診後 " 26.5%</td> </tr> </table> </div>	チェックリスト導入前	導入後(H19.12～)	1. 6歳児健診 0～1.1%	13.9%	3歳児健診 2.2～2.6%	11.3%	1. 6歳児健診後 要フォロー児の28.8%	3歳児健診後 " 26.5%	<p>発達障害の早期発見・早期療育の支援体制を構築する気運の高まり(特に、小児科医師、市町村の保健師)</p>	<p>■早期発見や早期療育の支援体制や、支援方法を引き継ぐ仕組みの構築が一部の地域に止まっている。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">全圏域に拡大</p> <p>①親カウンセリングは、小規模町村の場合、近隣の市町村と共同実施 ②個別支援計画を作成するためには、市町村の教育委員会と連携が必要</p> <p>■発達障害に関する専門医師が不足 療育福祉センター受診:3カ月待ち</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">小児神経精神科専門医を計画的に育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知医療再生機構の補助を受け、世界的に有名な発達障害の研究者であるスウェーデン エーテボリ大学のクリストファー・ギルバーク教授と連携した研修や臨床実践を平成22年度から3年間にわたり実施(精神科、小児科医師6名が参加) <p>■診断後に早期療育の専門支援を行う児童デイサービスが不足 現在、県内に5か所(定員60人) うち高知市4か所</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">第2期障害福祉計画に基づき児童デイサービスを整備 整備目標(H23年度末):159人分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和された国の制度を活用するとともに、障害者施設の自立支援法に基づく新体系事業への移行に併せて、児童デイサービス事業所の設置を促進する。
チェックリスト導入前	導入後(H19.12～)											
1. 6歳児健診 0～1.1%	13.9%											
3歳児健診 2.2～2.6%	11.3%											
1. 6歳児健診後 要フォロー児の28.8%												
3歳児健診後 " 26.5%												
<p>2 発達障害児の早期療育の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆親カウンセリングから紹介された未受診の乳幼児や診断後に療育支援を受けていない乳幼児を対象に早期療育親子教室を実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎早期療育親子教室</p> <p>障害受容ができておらず、受診や早期療育につなげていないケースを対象に、構造化(可視化)した空間スペースをつくり、場所ごとに用途(遊び、おやつ、ワークなど)を定め、行動しやすい環境にして、個別療育支援を行う。 1クール5回程度 (福祉保健所で実施) ↑ 療育福祉センターから心理判定員、保育士を派遣</p> </div>	<p>2 発達障害児の早期療育の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆早期療育親子教室の実施 中央東福祉保健所(H20～継続):7/7～ 3回実施 中央西福祉保健所(H22新規):9/8～ 	<p>2 発達障害児の早期療育の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中央東福祉保健所における早期療育親子教室参加者 H20 1クールで参加者1名 H21 2 " 5名 H22 現在 参加者2名 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈早期療育親子教室への参加率〉 香美市実績 親カウンセリング参加者の22.7%【出生児の約1.5%】</p> </div> <p>【保護者の感想】 「育児への適切なアドバイスが頂けた」「子どもの発達状態に合わせることが必要とわかった」</p> <p>【療育機関へのつなぎ】 早期療育親子教室の後、療育福祉センターで診断、児童デイサービスでの療育につなげられている。</p>										
<p>3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆福祉・教育・労働などの関係者を対象に、個別支援計画(成長に合わせた支援方法の記録)作成に関する研修会を開催。 ◆個別支援計画を引き継ぐための支援会議ヘッドバイザーを派遣。 	<p>3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆個別支援計画の作成 ・H21から、香美市で個別支援会議を開催し計画を作成 ・H22は、大浜中、鏡野中、大宮小、山田小で個別支援会議を6回開催し計画を作成 ・参加機関は、香美市の福祉事務所、健康づくり推進課、学校教育課、学校関係者(校長、担任)のほか、療育福祉センター等 ・その後も、個別支援計画の内容について定期的に検証 ・附属特別支援学校でも、H21から個別支援会議を開催し計画を作成 	<p>3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆香美市の取り組みが、今年度からいの町や土佐市に広がっていくこととなった。 ◆個別支援計画の作成を通じて地域の関係機関のネットワークが構築された。 										
<p>4 企画・推進委員会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆早期発見・早期療育や、個別支援計画の引継ぎなどの取り組み全体をコーディネートするため、福祉・保健・医療・教育・労働の専門家や保護者からなる企画・推進委員会をH19年度から開催 	<p>4 企画・推進委員会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆障害特性に応じた働く場の確保と定着支援が必要のため、新たに就労支援ワーキングを設置することを確認 	<p>4 企画・推進委員会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆委員の間で、情報の共有や連携の構築が図られている。 		<p>■障害特性に応じた働く場の確保</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>就労支援ワーキングで、県の産業構造(1次、1.5次産業)に応じた発達障害者の職業教育や雇用創出について検討 (高知大学との共同研究)</p>								



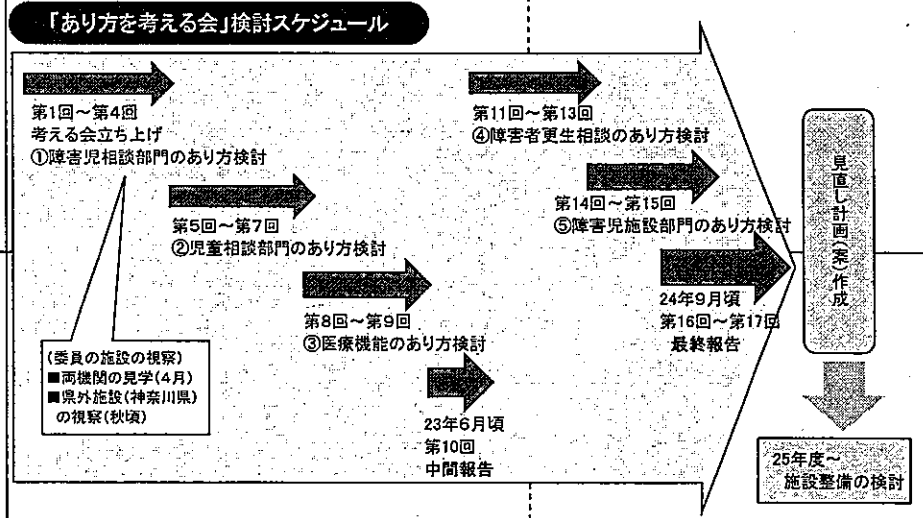
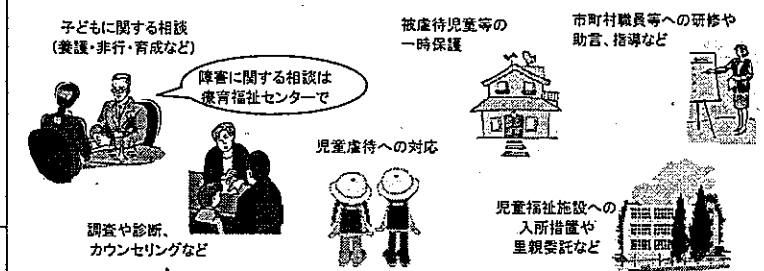
重点取組の名称	療育福祉センターの今後のあり方の検討	日本一の健康長寿県構想掲載ページ	76	線表(課題整理シート)の掲載ページ	35
---------	--------------------	------------------	----	-------------------	----

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWIWHの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要なに応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するにあたり、想定される課題等	
1四半期	○有識者等による「あり方を考える会」で療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を検討(委員15名) ◆委員による両機関の見学(4月下旬) 1 障害児相談部門のあり方検討(第2回～第4回) 障害のある子どもとその保護者に対する相談支援機関としての機能及びより良い支援のあり方の検討 ◆第2回会議(5月下旬) (1)両機関が連携して対応すべきケースやいわゆるグレーゾーンの子どものより良い支援のあり方 (2)市町村への相談活動等への専門的支援や資質向上の取り組み (3)総合的な障害児相談支援機能のあり方	◆国の障害児施策の見直しに合わせて、検討スケジュールや内容を考慮する必要 ◆障害と虐待が重複するケースなど、両機関が連携して対応すべきケースの洗い出し	○有識者等による「あり方を考える会」で療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を検討(委員15名) ◆委員による両機関の見学 4月28日 委員10名参加 5月11日 委員3名参加 1 障害児相談部門のあり方検討 ◆第2回会議(6月9日)	(会議での意見を踏まえて) ◆発達障害と虐待が重複している子どもへの対応など、多くの意見をいただいている部分について、さらに深く議論していただく必要がある ◆フレームである相談支援機能の検討と併せて、コアである人材育成の方法についても検討する必要がある 一次回の会議で、「福祉職の人材育成の方法」を論点に追加			
2四半期	◆第3回会議(7月下旬) 第2回会議での論点整理を踏まえて、障害児相談部門のあり方を検討 ◆第4回会議(9月中旬) 第3回会議から引き続き、障害児相談部門のあり方を検討 ◆県外施設の視察(9月下旬) 総合療育センターと中央児童相談所を一体的に運営している施設を視察(神奈川県藤沢市)		◆第3回会議(7月27日)	(会議での意見を踏まえて) ◆「スペシャリストの育成が重要」などの意見を踏まえて、今後の機能の検討の中でも、人材育成について引き続き議論していただく必要がある	◆第3回会議(7月下旬) 福祉職の人材育成の方法の検討を論点に追加		
3四半期	2. 児童相談部門のあり方検討(第5回～第7回) 児童家庭問題に適切に対応する相談支援機関としての機能及びより良い支援のあり方の検討 ◆第5回会議(10月中旬) (1)児童の自立支援や家族再統合に向けたより良い取組み (2)適切な一時保護所の施設構造や規模、職員配置等のあり方 ◆第6回会議(12月上旬) 第5回会議での論点整理を踏まえて、児童相談部門のあり方を検討						
4四半期	◆第7回開催(1月下旬)⇒相談部門の取りまとめ 第2～6回会議での意見を踏まえて、相談支援部門の機能及びより良い支援のあり方をとりまとめ 3. 医療機能のあり方検討(第8回～第9回) 児童家庭福祉分野や障害者福祉に対する医療的な支援や連携のより良いあり方の検討 ◆第8回会議(3月下旬) (1)地域の医療機関や福祉施設等との連携のあり方 (2)療育福祉センターが担う医療の主な対象者と治療の範囲、医師確保の方策						

療育福祉センター(高知市若草町) 昭和40年度～昭和56年度建築



中央児童相談所(高知市大津) 昭和55年度建築



日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方の検討 ◆利用者のニーズに合った機能及び支援のより良いあり方を検討するため、有識者等による「あり方を考える会」で、両機関のより良いあり方を検討する。	◆委員による両機関の見学会を実施(4月) ◆検討会議の開催(6月、7月)	◆人材育成など重要な論点が新たに提起され、新たな視点での検討ができた。 ◆児童入所施設で対応が十分でないケースなど具体的な意見をいただいていることから、両機関の課題が明確になってきている。		◆平成23年6月の中間報告に向けて、意見のとりまとめを行う。